

## 平成27年度第1回北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会 次第

日時 平成27年10月6日（火）午後7時～  
場所 加西市健康福祉会館 2階 研修室1

委嘱状交付

### 1 開会

### 2 加西市長・加東市長挨拶

### 3 委員等出席者の紹介

### 4 座長・副座長の選出〔資料1〕

### 5 議事

#### (1) 報告事項

ア 定住自立圏構想について〔資料2〕

イ 北播磨広域定住自立圏の形成等に係る取組状況について〔資料3〕

ウ 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン策定スケジュールについて〔資料4〕

#### (2) 協議事項

ア 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会の運営について〔資料5〕

イ 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（素案）について〔資料6〕

ウ 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントについて〔資料7〕

### 6 その他

#### (1) 次回の会議について

ア 日時 平成 年 月 日

イ 場所

ウ 内容  
・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメント実施結果について  
・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）について  
・今後の予定について

#### (2) その他

### 7 閉会

# 資料 1

## 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

制定 平成 27 年 8 月 3 日

### (設置)

第1条 加西市及び加東市は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）第 6 に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定等について協議するため、北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、定住自立圏構想に関すること。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、加西市長及び加東市長（以下「両市長」という。）が選任する。

- (1) 定住自立圏形成協定に掲げた政策分野の関係者
- (2) 定住自立圏構想について識見を有する者
- (3) その他両市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長をそれぞれ 1 人置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。  
3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。  
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。ただし、座長が定まっていないときは、両市長が招集する。

2 会議の議長は、座長がこれに当たる。  
3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。  
4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 懇談会は、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、加西市及び加東市の定住自立圏構想担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

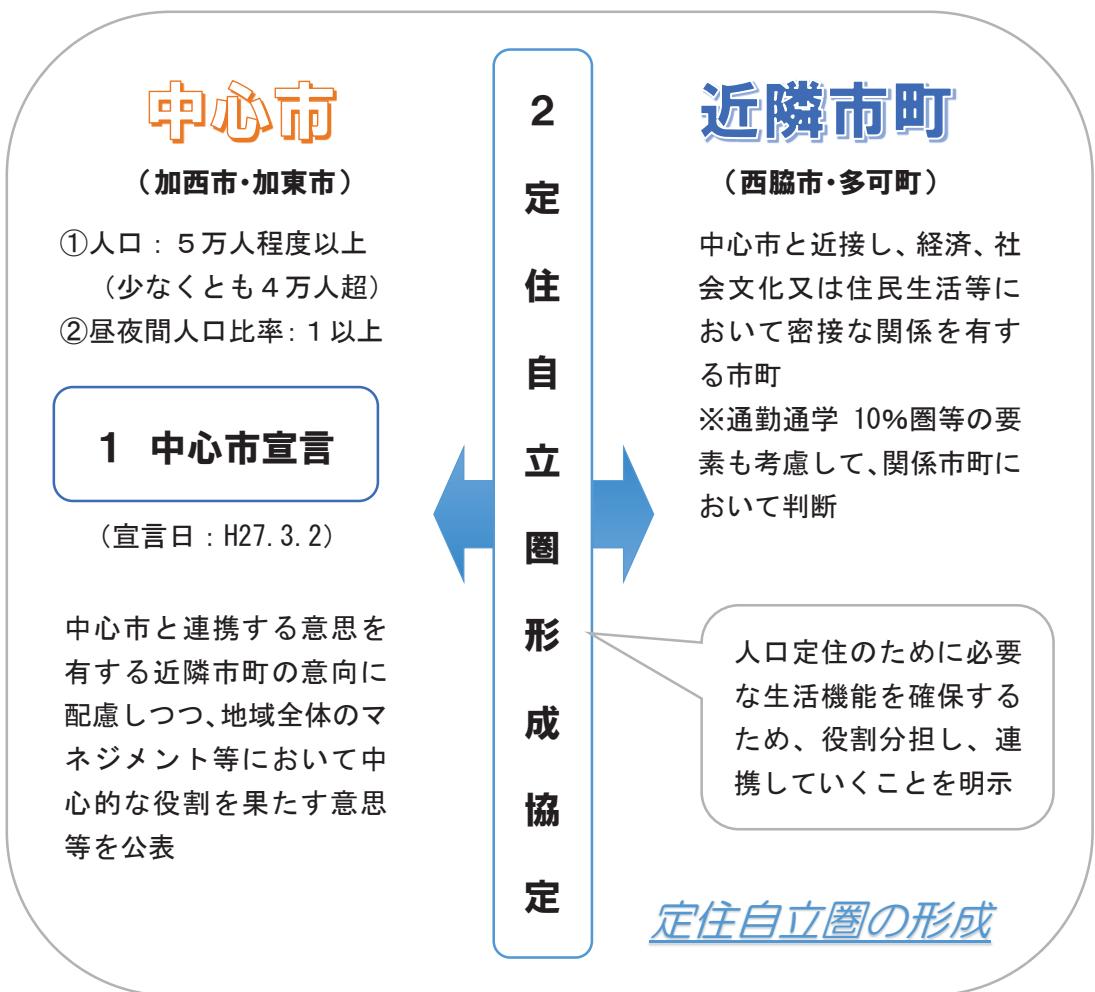
(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後初めて選任する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

定住自立圏構想について



H27.10.5  
締結調印

**3 定住自立圏共生ビジョン**

- ・ 中心市（＝加西市・加東市）が策定
- ・ 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載

## 北播磨広域定住自立圏の形成等に係る取組状況について

### 平成24年

- 8月 7日 定住自立圏構想推進の説明会〔北播磨県民局〕  
12月 3日 定住自立圏構想推進の講演会〔西脇市〕

### 平成25年

- 2月 25日 先行団体の視察〔西脇市〕

### 平成26年

- 5月 27日 先行団体の視察・意見交換〔西脇市〕  
6月 3日 先行団体の視察・意見交換〔多可町〕  
8月 20日 定住自立圏構想推進に係る講演会〔加東市滝野図書館〕  
11月 21日 第1回定住自立圏構想推進連絡会議〔西脇市生涯学習まちづくりセンター〕  
12月 24日 第2回定住自立圏構想推進連絡会議〔加西市コミュニティセンター〕

### 平成27年

- 1月 22日 第3回定住自立圏構想推進連絡会議〔加東市役所〕  
1月 30日 全国定住自立圏構想シンポジウム in 但馬〔城崎国際アートセンター〕  
2月 18日 第4回定住自立圏構想推進連絡会議〔多可町役場〕  
3月 2日 加西市及び加東市による中心市宣言  
※宣言中心市（加東市及び加西市）と近隣市町において、定住自立圏形成に関する連携項目等についての協議を開始  
3月 26日 第5回定住自立圏構想推進連絡会議〔西脇市役所〕  
4月 22日 第6回定住自立圏構想推進連絡会議〔加西市役所〕  
6月 22日 加西市議会、定住自立圏形成協定の締結等を地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議決事件とすることに関する改正条例を議決  
6月 25日 第7回定住自立圏構想推進連絡会議〔加東市役所〕  
6月 30日 加東市議会、定住自立圏形成協定の締結等を地方自治法第96条第2項の規定による議決事件とすることに関する改正条例を議決  
7月 23日 第8回定住自立圏構想推進連絡会議〔多可町役場〕  
9月 1日 第9回定住自立圏構想推進連絡会議〔西脇市役所〕  
9月 2日 加東市議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
9月 24日 西脇市議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
9月 28日 加西市議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
9月 30日 多可町議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
第10回定住自立圏構想推進連絡会議〔加西市役所〕  
10月 5日 北播磨広域定住自立圏形成協定調印式〔加東市滝野図書館〕

10月 6日 平成27年度第1回北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会

[加西市健康福祉会館]

10月 ●日 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン案のパブリックコメント実施

11月●●日 平成27年度第2回北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会 [加東市●●●●]

## 資料 4

### 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン策定スケジュールについて

時 期	内 容	備 考
平成27年10月 5日	○形成協定締結（3市1町） ⇒協定書の公表	
	○共生ビジョンに関する意見交換 (3市1町市町長)	
平成27年10月 6日	○第1回共生ビジョン懇談会 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（素案）について ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントについて	
平成27年10月 中旬	○共生ビジョン（案）パブリックコメント (30日間)	
平成27年11月 中旬 (下旬)	○第2回共生ビジョン懇談会 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメント実施結果について ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）について	
平成27年11月 下旬	○共生ビジョン（最終案）の議会報告	
	○共生ビジョン策定 ⇒共生ビジョンの公表	

## 資料 5

### 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会の運営について

#### 1 会議の公開（会議の傍聴）について

- (1) 会議は、原則公開とする。ただし、座長が公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認めたときは、非公開とすることができます。
- (2) 会議の公開は、傍聴を希望するものに当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (3) 傍聴人の定員は、会議の会場の規模に応じて決定する。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、会議の傍聴に関して必要となる手続は、加西市又は加東市の規程の規定に基づいて行う。

#### 2 議事の表決等について

- (1) 議事等に関して表決が必要な場合は、挙手により行う。
- (2) 会議において意見等の発言を行う場合は、挙手の上行う。

#### 3 会議録の作成について

- (1) 会議録は、要点筆記で作成する。
- (2) 会議録の署名は、議長（座長）及び署名人（副座長）が行う。

#### 4 会議録等の公開について

- (1) 会議録は、市のホームページで公開する。ただし、委員の氏名など発言委員（議長を除く。）を特定できる内容は、非公開とする。
- (2) 会議録と併せて、会議資料を公開する。
- (3) 委員名簿は、市のホームページで公開する。

#### 5 その他

その他会議の運営に関して必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

# 北播磨広域 定住自立圏共生ビジョン (素案)

平成27年 月

加西市・加東市・西脇市・多可町

# 目 次

第 1 定住自立圏共生ビジョンの概要	
1 定住自立圏共生ビジョンの概要とこれまでの取組	1
2 定住自立圏の名称及び構成市町	1
3 定住自立圏共生ビジョンの期間	1
第 2 圏域の概況	
1 各市町の位置	2
2 圏域を構成する市町の概況	3
3 人口・世帯数等の推移	7
4 産業別就業者数	11
5 観光入込客数	11
6 都市機能の利用状況	12
7 都市機能の集積状況	13
第 3 圏域の将来像	
1 定住自立圏形成の基本理念	16
2 圏域の将来像	16
3 将来像の実現に向けて	17
第 4 具体的な取組内容	
1 具体的な取組内容の全体像	18
2 生活機能の強化	20
3 結びつきやネットワークの強化	39
4 圏域マネジメント能力の強化	45
資料	
1 北播磨広域定住自立圏に係る取組経緯	49
2 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	51
3 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	52
4 中心市宣言書	54
5 北播磨広域定住自立圏形成協定	63

# 第1 定住自立圏共生ビジョンの概要

## 1 定住自立圏共生ビジョンの概要とこれまでの取組

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体で人口定住のために必要な生活機能を確保・充実し、地域の活性化と発展を図るために、北播磨広域定住自立圏が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取組等を明らかにするものです。

本圏域の定住自立圏構想の推進にあたっては、平成24年8月から調査・研究を進め、平成26年度に北播磨の3市1町（加西市、加東市、西脇市、多可町）での連携を目指すことを確認したことから、加西市と加東市は、平成27年3月2日、圏域における中心的な役割を担う意思を表明する複眼型としての「中心市宣言」を行い、圏域市町と定住自立圏形成に関する取組内容等について協議を行ってきました。

また、同年9月には、基本的な考え方をまとったことから、定住自立圏形成について各市町議会の議決を経て、同年10月5日に調印式を行い、中心市である加西市及び加東市の2市は、西脇市、多可町それぞれとの間で、協定を締結しました。

## 2 定住自立圏の名称及び構成市町

### （1）定住自立圏の名称

北播磨広域定住自立圏

### （2）定住自立圏の構成市町

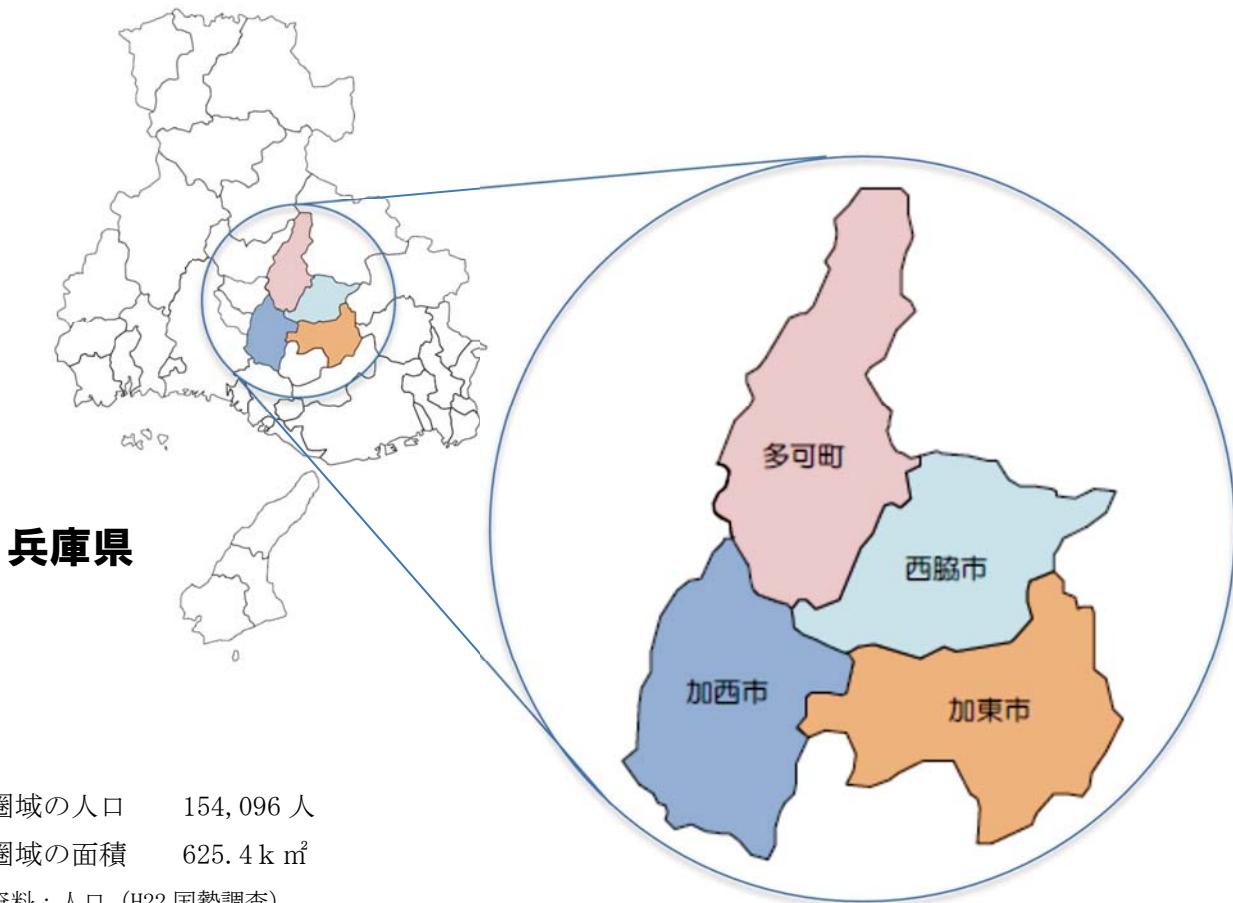
加西市、加東市、西脇市、多可町

## 3 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成27年度から平成31年度までとし、毎年度所要の変更を行います。

## 第2 圏域の概況

### 1 各市町の位置



## 2 圏域を構成する市町の概況

	<b>加西市</b>	人口：47,933 人 (H22 国勢調査) 面積：150.22 km <sup>2</sup>	<p><b>【特産品・グルメ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ぶどう「ゴールデンベリーA」</li><li>○ワイン「RAKAN (らかん)」</li><li>○米「AFK 米」「根日女のかがやき」</li><li>○地酒「富久錦」「菊日本」</li></ul> <p><b>【観光名所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○兵庫県立フラワーセンター</li><li>○法華山一乗寺</li><li>○五百羅漢、住吉神社、酒見寺</li><li>○玉丘史跡公園（玉丘古墳）</li><li>○北条の宿（しゅく）</li><li>○北条鉄道</li></ul> <p><b>【主な産業・経済等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○家電製品蓄電池製造業、金属製品製造業、地場産業の播州織</li><li>○米、ぶどう「加西ゴールデンベリーA」（ひょうご安心ブランド認定第一号）、大根、トマト、いちごなど</li><li>○酒造好適米山田錦</li></ul>

	<b>加東市</b>	人口：40,181人 (H22国勢調査) 面積：157.55 km <sup>2</sup>	<p><b>【特産品・グルメ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○酒米「山田錦」</li> <li>○やしろのもも</li> <li>○滝野なす</li> <li>○釣り針「播州針」</li> <li>○鯉のぼり</li> </ul> <p><b>【観光名所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国宝朝光寺</li> <li>○播州清水寺</li> <li>○闘竜灘</li> </ul>
<p>加東市は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがあります。また加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には嬉野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっています。</p> <p>気候は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候となっています。台風や降雪による災害も少なく、瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっていますが、降水量はやや多くなっています。</p>			
<p><b>【主な産業・経済等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北播磨の交通の要衝にあり、4つの工業団地に製造業・流通業が進出</li> <li>○国内生産量の約9割を誇る釣り針「播州針」やひな人形などの伝統産業</li> <li>○酒造好適米「山田錦」の栽培も盛んで日本酒の最高級の原料として全国各地に出荷</li> </ul>			

	<b>西脇市</b>	人口：42,802人 (H22国勢調査) 面積：132.44 km <sup>2</sup>	<p><b>【特産品・グルメ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○播州織</li> <li>○播州毛鉤</li> <li>○黒田庄和牛</li> <li>○黒田庄和牛コロッケ</li> <li>○金ゴマ</li> </ul> <p><b>【観光名所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本へそ公園</li> <li>○西脇市日本のへそ日時計の丘公園</li> <li>○旧来住家住宅</li> </ul>
<p>西脇市は、平成 17（2005）年 10 月に旧西脇市と多可郡黒田庄町が合併して誕生しました。東経 135 度と北緯 35 度が交差する日本列島の中心—「日本のへそ」に位置し、加古川、杉原川、野間川沿いに開けた平野部に集落や農地が形成されています。</p> <p>明治期以降、豊かな水資源を利用し、家内工業であった綿織物が工場生産の播州織として発展し、昭和初期には急速に市街地が形成され、北播磨地域の商都としても繁栄しました。</p> <p>こうした地場産業の興隆を背景に、昭和 27（1952）年には西脇町ほか 3 村が合併し、県内内陸部では最初の市となる西脇市が誕生しました。</p>			
<p><b>【主な産業・経済等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「播州織」（先染綿織物国内シェア約 70%）</li> <li>○「播州毛鉤」（経済産業大臣指定伝統工芸品、国内シェア 90%）</li> <li>○黒田庄和牛（ブランド和牛「神戸ビーフ」の主産地）</li> </ul>			

	<b>多可町</b>	人口：23,104人 (H22国勢調査) 面積：185.19 km <sup>2</sup>	<p><b>【特産品・グルメ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○酒米「山田錦」</li> <li>○先染織物「播州織」</li> <li>○手漉き和紙「杉原紙」</li> <li>○播州百日鶏</li> <li>○豆腐</li> </ul> <p><b>【観光名所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東山古墳群</li> <li>○笠形山・千ヶ峰県立自然公園</li> <li>○多可町文化会館「ベルディーホール」</li> <li>○多可町北播磨余暇村公園</li> </ul> <p><b>【主な産業・経済等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○酒米の王様「山田錦」発祥の里で栄えてきた農業</li> <li>○独自の先染め織物として発展してきた播州織</li> </ul>

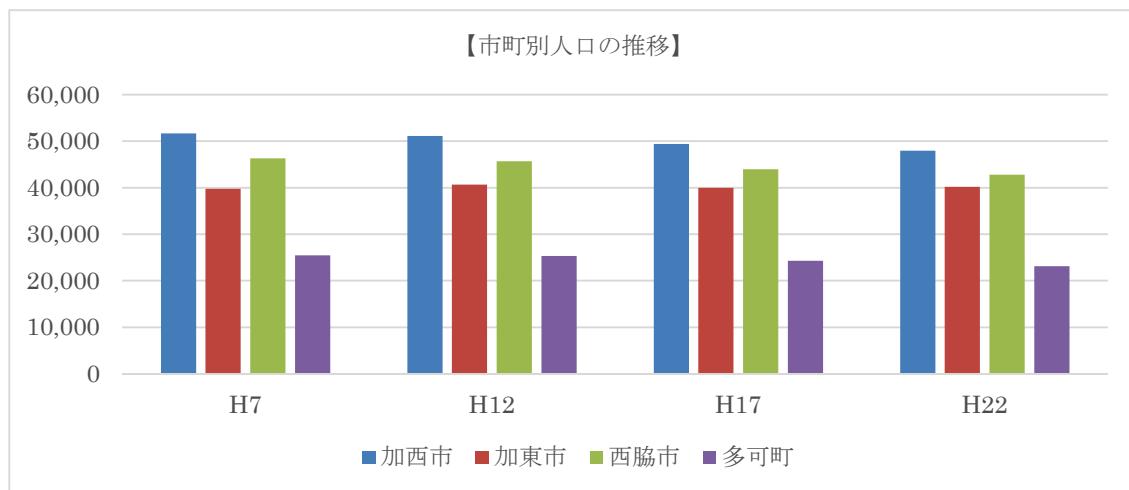
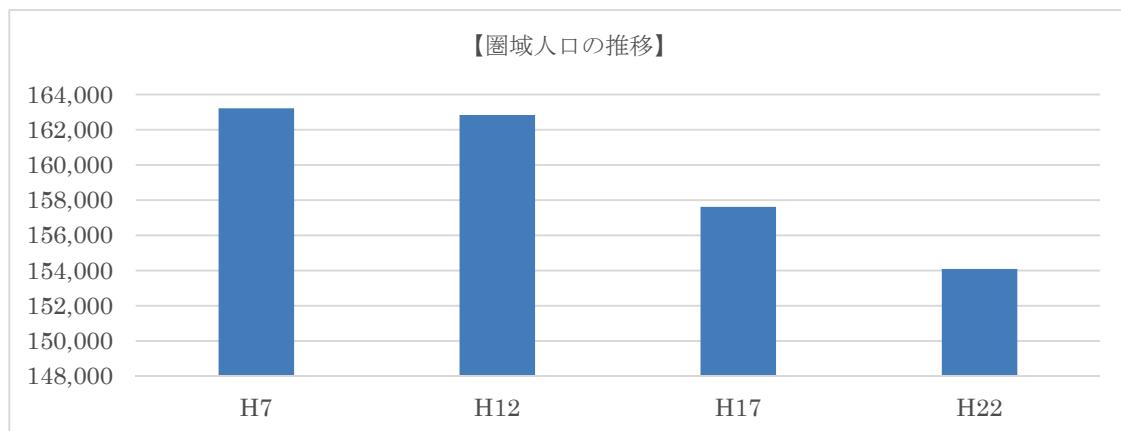
### 3 人口・世帯数等の推移

#### (1) 人口の推移

平成 7 年度に 163,228 人であった圏域人口が、平成 22 年度には 9,142 人減少し、154,086 人になっています。市町別の推移としては、加東市以外の 2 市 1 町は、大幅に減少しており、今後も減少傾向が続くことが予測されます。

市町名	H7 年度	H12 年度	H17 年度	H22 年度	(H22 年 - H7 年)	
					増減数	増減率
加西市	51,706	51,104	49,396	47,993	△3,713	△7.18%
加東市	39,743	40,688	39,970	40,181	438	1.10%
西脇市	46,339	45,718	43,953	42,802	△3,537	△7.63%
多可町	25,440	25,331	24,304	23,110	△2,330	△9.16%
合計	163,228	162,841	157,623	154,086	△9,142	△5.60%

[資料：国勢調査]

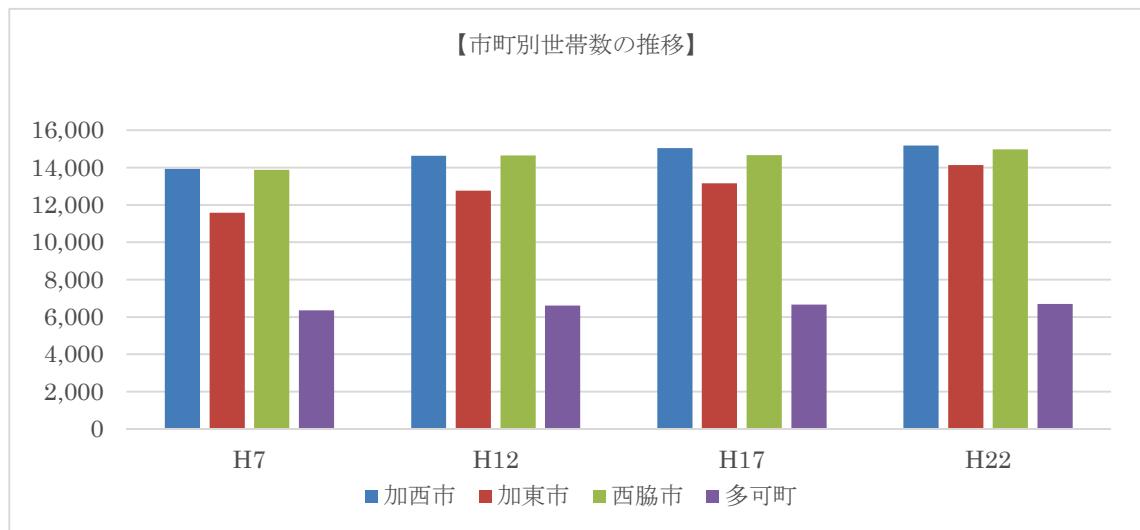
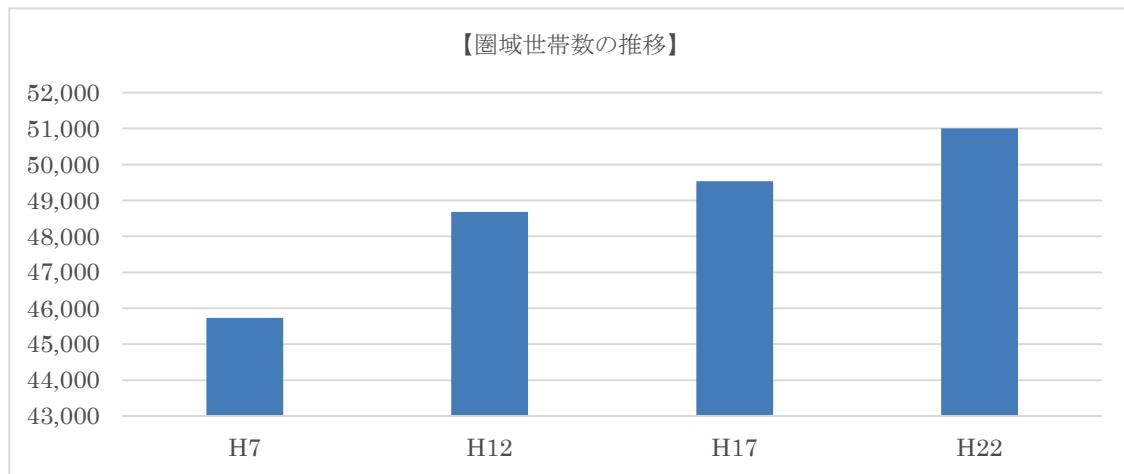


## (2) 世帯数の推移

平成 7 年度に 45,730 世帯であった圏域世帯数が、平成 22 年度には 5,285 世帯増加し、51,015 世帯になっています。市町別の推移としては、3 市 1 町とも一貫して増加傾向にあり、核家族や単身世帯が増加していることが伺えます。

市町名	H7 年度	H12 年度	H17 年度	H22 年度	(H22 年 - H7 年)	
					増減数	増減率
加西市	13,925	14,631	15,038	15,188	1,263	9.07%
加東市	11,577	12,773	13,155	14,133	2,556	22.08%
西脇市	13,880	14,657	14,673	14,989	1,109	10.00%
多可町	6,348	6,619	6,667	6,705	357	5.62%
合計	45,730	48,680	49,533	51,015	5,285	11.57%

〔資料：国勢調査〕



### (3) 年齢3区分別人口の推移

圏域の年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口の割合が減る中、65歳以上の老人人口の割合が増加しています。また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合も団塊の世代の高齢化に伴い、徐々に減少傾向にあります。

#### 年少人口（15歳未満）の推移

市町名	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	(H22年-H7年)	
					増減数	増減率
加西市	9,084	8,055	7,028	6,162	△2,922	△32.17%
加東市	7,145	6,628	6,255	5,805	△1,340	△18.75%
西脇市	7,723	7,224	6,567	5,977	△1,746	△22.61%
多可町	4,478	4,117	3,743	3,219	△1,259	△28.12%
合計	28,430	26,024	23,593	21,163	△7,267	△25.56%

[資料：国勢調査]

#### □生産年齢人口（15～64歳）の推移

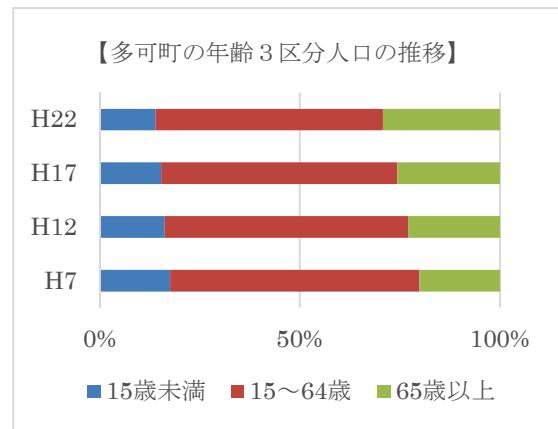
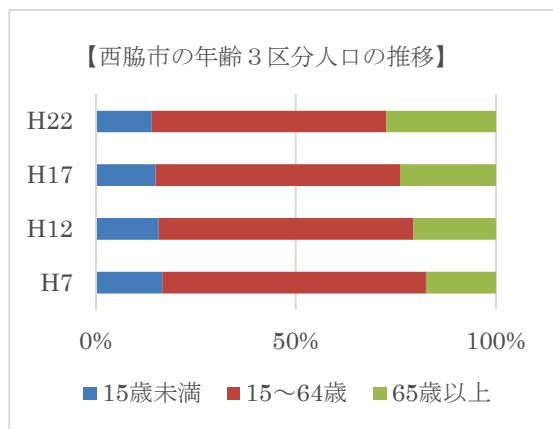
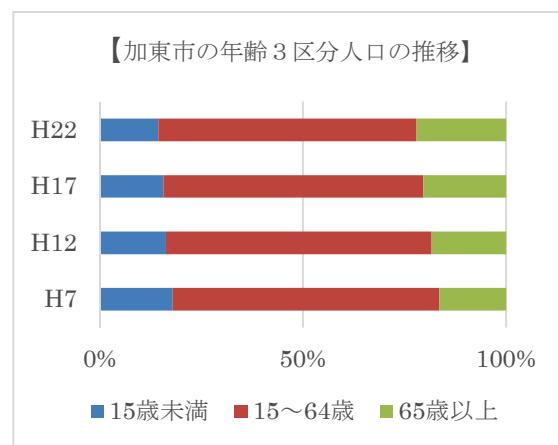
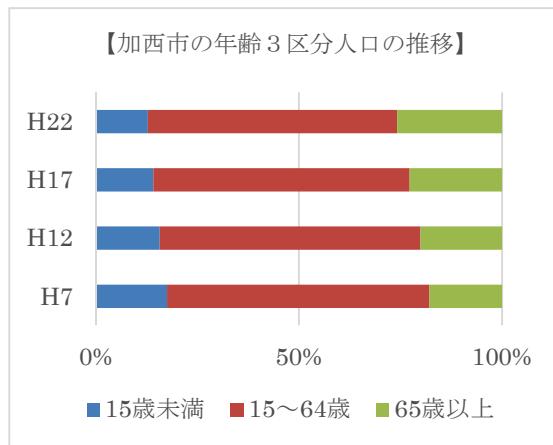
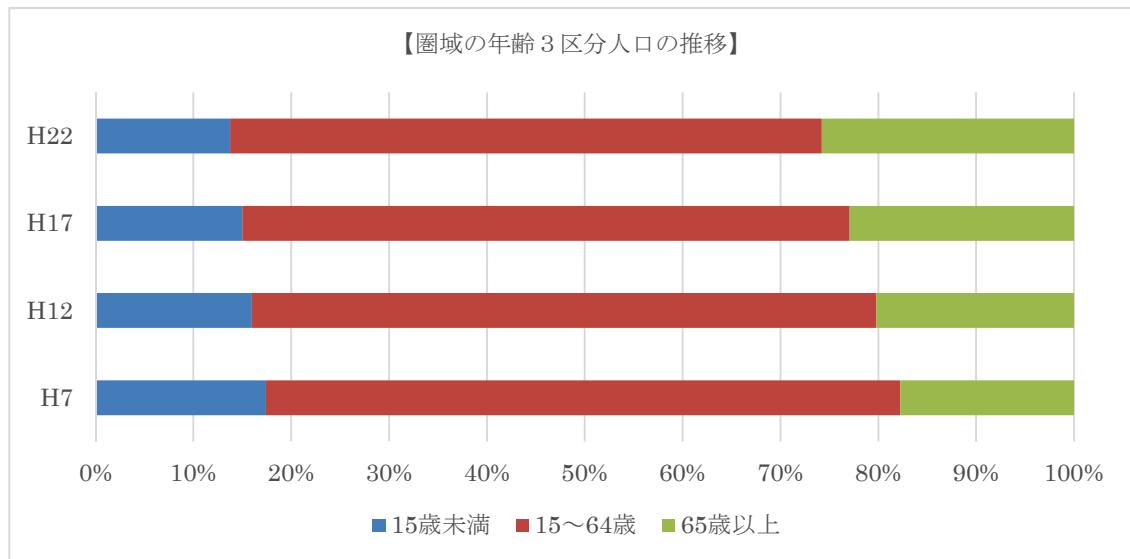
市町名	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	(H22年-H7年)	
					増減数	増減率
加西市	33,393	32,792	31,126	29,457	△3,936	△11.79%
加東市	26,071	26,591	25,455	25,515	△556	△2.13%
西脇市	30,520	29,073	26,865	25,061	△5,459	△17.89%
多可町	15,838	15,417	14,334	13,134	△2,704	△17.07%
合計	105,822	103,873	97,780	93,167	△12,655	△11.96%

[資料：国勢調査]

#### □老人人口（65歳以上）の推移

市町名	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	(H22年-H7年)	
					増減数	増減率
加西市	9,229	10,257	11,242	12,364	3,135	33.97%
加東市	6,527	7,448	8,104	8,861	2,334	35.76%
西脇市	8,096	9,407	10,519	11,734	3,638	44.94%
多可町	5,124	5,795	6,227	6,751	1,627	31.75%
合計	28,976	32,907	36,092	39,710	10,734	37.04%

[資料：国勢調査]



## 4 産業別就業者数

圏域における産業別就業人口の推移を見ると、第1次、第2次産業の就業人口は、減少傾向にある一方で、第3次産業の就業人口は、増加傾向にあります。

(単位：人、%)

平成 17 年 度	市町名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
		従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	
	加西市	1,149	4.85	10,558	44.53	12,004	50.62	23,711
	加東市	1,178	5.88	7,043	35.17	11,806	58.95	20,027
	西脇市	515	2.42	8,618	40.44	12,178	57.14	21,311
	多可町	527	4.44	5,518	46.49	5,824	49.07	11,869
	合計	3,369	4.38	31,737	41.26	41,812	54.36	76,918
平成 22 年 度	市町名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
		従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	
	加西市	702	3.38	8,693	41.85	11,379	54.77	20,774
	加東市	893	4.65	6,914	36.02	11,386	59.33	19,193
	西脇市	390	2.01	7,502	38.70	11,493	59.29	19,385
	多可町	369	3.46	4,785	44.82	5,521	51.72	10,675
	合計	2,354	3.36	27,894	39.83	39,779	56.81	70,027

[資料：国勢調査]

## 5 観光入込客数

(単位：千人、%)

市町名	日帰り客		宿泊客		総入込客数
	客数	割合	客数	割合	
加西市	859	96.09	35	3.91	894
加東市	2,957	93.66	200	6.34	3,157
西脇市	1,071	93.29	77	6.71	1,148
多可町	1,031	95.64	47	4.36	1,078
合計	5,918	94.28	359	5.72	6,277

[資料：平成 25 年度兵庫県観光客動態調査報告書]

## 6 都市機能の利用状況

### (1) 医療

□市立加西病院の利用状況（平成 26 年度）

(単位：人、%)

市町名	外来		入院		合計	
	患者数	割合	患者数	割合	患者数	割合
加西市	94,521	69.0	51,393	66.0	145,914	67.9
加東市	5,396	3.9	2,632	3.4	8,028	3.7
西脇市	3,893	2.8	1,492	1.9	5,385	2.5
多可町	4,950	3.6	3,301	4.2	8,251	3.8
その他	28,142	20.7	19,109	24.5	47,251	22.1
合計	136,902	100.0	77,927	100.0	214,829	100.0

□加東市民病院の利用状況（平成 26 年度）

(単位：人、%)

市町名	外来		入院		合計	
	患者数	割合	患者数	割合	患者数	割合
加西市	1,193	2.7	382	1.6	1,575	2.3
加東市	35,475	79.3	18,668	79.9	54,143	79.5
西脇市	2,750	6.1	1,138	4.9	3,888	5.7
多可町	462	1.0	165	0.7	627	0.9
その他	4,877	10.9	3,024	12.9	7,901	11.6
合計	44,757	100.0	23,377	100.0	68,134	100.0

### (2) 図書館

□加西市立図書館の利用状況（平成 26 年度）

(単位：人、冊)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	合計
利用者数	61,663	1,481	1,422	1,485	22,107	88,158
利用冊数	268,868	6,130	7,073	4,770	95,557	382,398

□加東市立図書館の利用状況（平成 26 年度）

(単位：人、冊)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	合計
利用者数	8,023	92,625	19,009	1,841	18,470	139,968
利用冊数	39,154	401,933	92,277	8,379	88,236	629,979

## 7 都市機能の集積状況

加西市、加東市における公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、商業機能、その他行政及び民間分野における都市機能の集積状況は、概ね以下のとおりです。

分野	都市機能	施設名等	
		加西市	加東市
医療・福祉	公立病院	市立加西病院	加東市民病院
	病児・病後児保育	病児・病後児保育室ひまわり	正覚坊保育園（病後児保育）
	子育て施設	認定こども園（1） 市立幼稚園（2） 市立幼児園（6） 市立保育所（2）	国立幼稚園（1） 市立幼稚園（2） 市立保育所（4） 児童館（2）
	高齢者福祉施設・障害者福祉サービス事業所	■高齢者福祉施設 加西の里、春夏秋冬、第二サルビア荘、なごやか、加西白寿苑、加西シニアコミュニティ、米田病院、香楽園  ■障害者福祉サービス事業所 ラヴィかさいホームヘルパーステーション、医療福祉センターきずな、善防園、希望の郷、ナーシングピア加西、七色、こはる日和、ワークらんど加西、エル・ファーロ、THREE-P（スリープ）、なごみ、ライフらんど加西、はんど（やすらぎ）、クランベリー、カラーズ、庵ノ上、ラヴィかさい訪問入浴ステーション、ラヴィかさい相談支援センター、医療福祉センターきずな相談支援センター、ワークらんど加西相談支援センター、ナーシングピア加西相談支援センター、なゆた	■高齢者福祉施設 伽の里、社すみれ園、フロイデ滝野、ケアホームかとう、サンスマイル北野  ■障害者福祉サービス事業所 でんでん虫の家、地球のなかま、Cielo（シエロ）、あつと、かとう絆みらい、ケアホームあんも、マイマイ HOUSE、加茂病院厚生寮、どんぐりっこの森

教育・文化・スポーツ	大学・大学院	神戸大学大学院農学研究科附属食資源教育研究センター	兵庫教育大学
	専修学校	農業大学校	播磨看護専門学校
	高等学校	北条高等学校 播磨農業高等学校	社高等学校
	特別支援学校	加西特別支援学校	のじぎく特別支援学校わかあゆ分教室
	図書館	図書館	中央図書館、滝野図書館、東条図書館、図書・情報センター
	文化施設	加西市民会館、中央公民館、善防公民館、南部公民館、北部公民館、地域交流センター	やしろ国際学習塾、滝野文化会館、東条文化会館、社公民館、滝野公民館、東条公民館、社コミュニティセンター、さんあいセンター、コミュニティセンター東条会館、河高交流センター、加古川流域滝野歴史民俗資料館、明治館、三草藩武家屋敷旧尾崎家
	体育施設	加西勤労者体育センター、加西テニスコート、アラジンスタジアム（加西球場）、多目的グラウンド、加西市民グラウンド、屋内ゲートボール場すぱーく加西、グリーンスポーツ広場アクアスかさい、加西南テニスコート、加西南多目的広場、加西南ゲートボール場、オークタウン加西、ぜんぼうグリーンパーク	社第一体育館、社武道館、滝野体育センター、滝野総合公園体育館、東条第一体育館、東条第二体育館、社第一グラウンド、社第二グラウンド、社第三グラウンド、滝野総合公園多目的グラウンド、東条グラウンド、東条健康の森スポーツ広場、グリーンヒル・スタジアム、東条野球場、夕日ヶ丘公園パークゴルフ場
	観光・産業施設	フラワーセンター、いこいの村はりま、アオノリゾート青野運動公苑	やしろ鴨川の郷、滝野交流保養館、滝野産業展示館、アクア東条、道の駅とうじょう
	都市公園	12 施設（丸山総合公園、ハイツ第1公園ほか）	51 施設（播磨中央公園、起勢の里ほか）

交通	鉄道	北条鉄道（7駅）	JR 加古川線（3駅）
	バス	神姫バス、ねっぴ～号、はつ ぴーバス、高速バス	神姫バス、神姫グリーンバス、 高速バス
	高速道路	中国自動車道 加西 IC	中国自動車道 滝野社 IC、ひょうご東条 IC
	国道	372号	175号、372号
商業・ 金融	大規模小売店（店 舗面積1,000m <sup>2</sup> 超）	10店舗	6店舗
	銀行・信用金庫・ 信用組合・労働金 庫	三井住友銀行、但馬銀行、み なと銀行、姫路信用金庫、播 州信用金庫、但陽信用金庫、 兵庫県信用組合	みなし銀行、姫路信用金庫、 中兵庫信用金庫、日新信用金 庫、兵庫県信用組合
	農協	JA 兵庫みらい	JA みのり
	郵便局	12店舗（簡易郵便局含む）	8店舗
行政 機関	国	ふるさとハローワーク	神戸地方法務局社支局、神戸 地方検察庁社支部、社区検察 庁、社税務署、神戸地方裁判 所社支部、神戸家庭裁判所社 支部、社簡易裁判所、近畿農 政局鴨川ダム管理分室
	県	加西警察署、農林水産技術総 合センター、加西農業改良普 及センター	社警察署、北播磨県民局、加 東健康福祉事務所、加東県税 事務所、加東土木事務所、加 東農林振興事務所、兵庫県動 物愛護センター動物管理事務 所、嬉野台生涯教育センター、 教育研修所、ひょうごっ子悩 み相談センター、農林水産技 術総合センター酒米試験地

## **第3 圏域の将来像**

### **1 定住自立圏形成の基本理念**

社会成長の原動力である人口の減少が進み、高齢者が増加し、生産年齢人口が減少していく中、特にその影響が顕著である地方においては、これまでとは異なる生活モデルを構築していくことが必要となります。

また、社会構造の変革の中で、これまで効果的に機能してきた従来の社会システムの再構築は避けられず、基礎自治体においても地域経営の見直しが迫られており、自治体単位で全ての生活機能を備えるフルセット型の行政運営システムの転換が求められています。

そのため、構成市町が協定により役割分担を行う定住自立圏構想を踏まえ、中心市である加西市及び加東市とその近隣市町である西脇市及び多可町は、「安全・安心で住みよい圏域づくり」を基本理念に、自治体の枠組みにとらわれることなく、それぞれが持つ都市機能や生活機能を十分にいかしながら、集約とネットワークによる効果を最大限に発揮し、活力と魅力ある生活圏の創造に取り組みます。

### **2 圏域の将来像**

我が国は本格的な人口減少社会の到来を迎え、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展や地域経済の低迷、地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、地域が知恵を出し、創意工夫をしながら自主的・自立的な地域づくりを進めることができます。

こうした中、国においては、我が国の人口を1億人程度に維持するための長期的な展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その実現に向けて、今後5年間で取り組む政策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。市町村においても、人口減少問題への対応策を具体化した「地方版総合戦略」を策定し、国と地方が一体となり、地方創生に総合的に取り組むこととしているところであります。

本圏域は、兵庫県のほぼ中央に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれた地域です。そこで育まれた生活文化、産業や地域固有の風土のもと、地域資源を活用して地域力を高め、それぞれの特色を生かしながら、住民が安全安心に暮らし続けられる地域社会の形成と魅力ある圏域づくりに積極的に取り組み、人口定住を促進します。

### **3 将来像の実現に向けて**

中心市と近隣市町が連携することにより、効果が高まる取組、効率的に実施できる取組などについて、連携して取り組むこととします。

主な内容としては、圏域の課題を整理し、以下のとおり「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点に立ち、将来像の実現に向けた取組を進めます。

なお、具体的な取組内容については、第4に記載します。

#### **(1) 生活機能の強化**

医療・福祉や教育、防災などの暮らしに欠かすことのできない生活機能を確保し、子どもから高齢者まですべての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる圏域を目指します。

また、地域経済の維持・向上を実現するため、地域資源のブランド化や総合的な創業支援体制の整備を図り、雇用の創出・促進とあわせて、地域経済の振興を目指します。

#### **(2) 結びつきやネットワークの強化**

圏域内を結ぶ地域公共交通や広域幹線道路の維持確保、自治体情報システムの構築等により、地域住民の利便性向上を図るとともに、圏域内の観光資源を活用した交流を促進し、潤いと賑わいのある地域づくりを目指します。

#### **(3) 圏域マネジメント能力の強化**

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、合同研修や人事交流により圏域内における職員の能力及び資質向上を図ります。

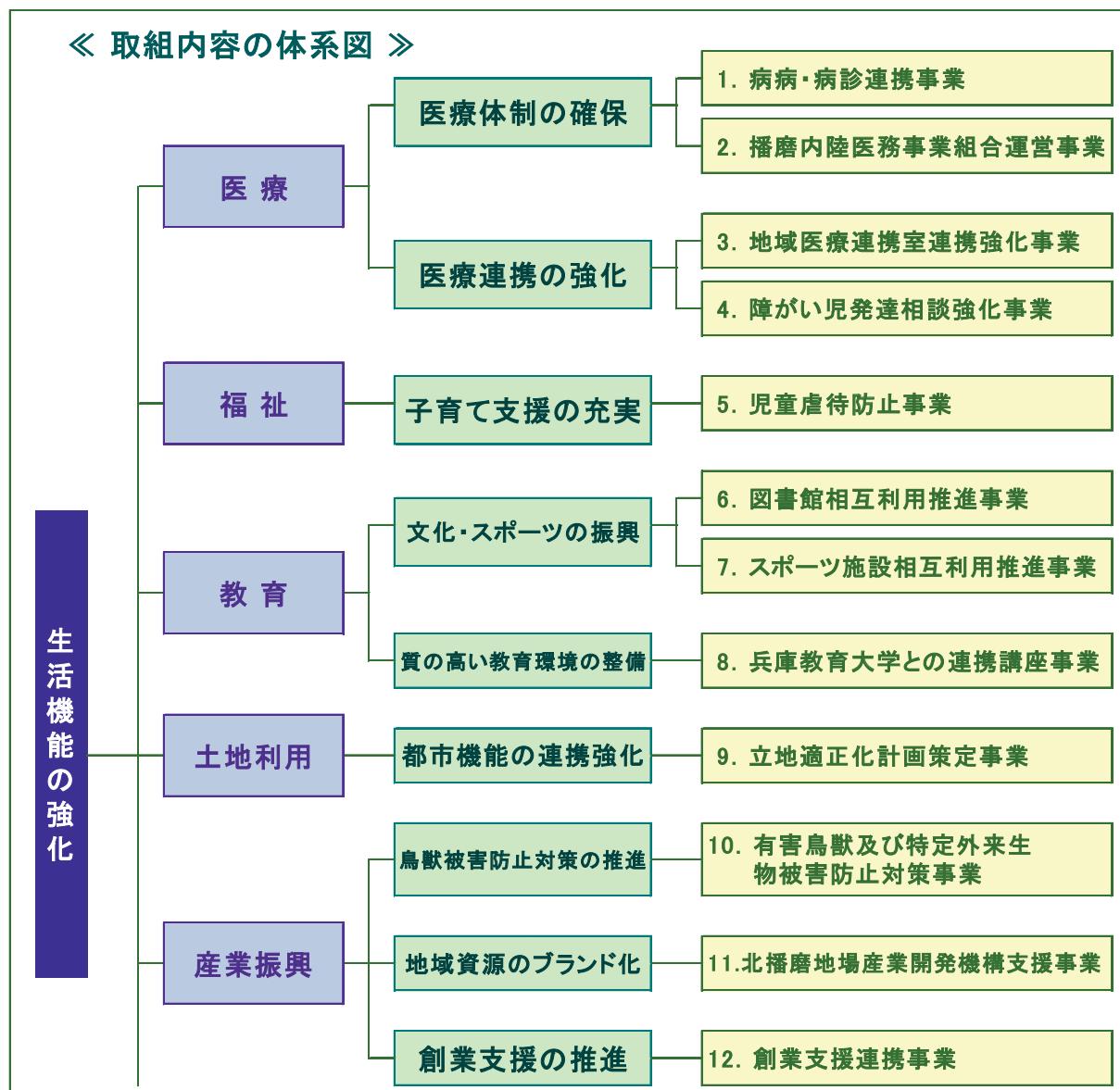
また、行政委員会等の機関の共同設置により、事務の効率化を図るとともに、事務の専門性や中立性の確保を目指します。

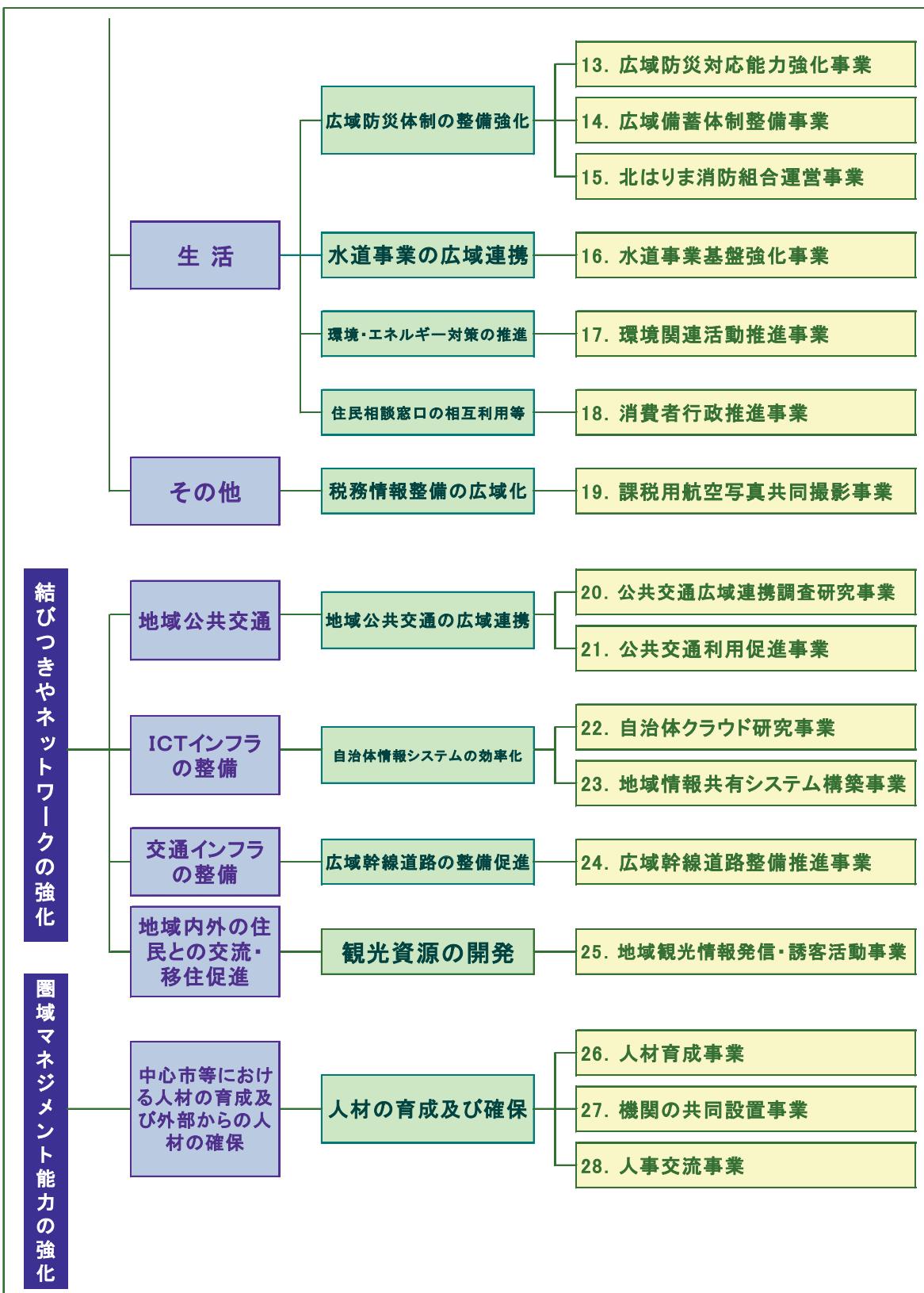
## 第4 具体的な取組内容

### 1 具体的な取組内容の全体像

第3で示した「圏域の将来像」の実現を図っていくため、平成27（2015）年10月に加西市及び加東市と西脇市及び多可町との間で締結した「北播磨広域定住自立圏形成協定」に基づき、推進していく具体的な取組内容について掲載しています。

なお、取組内容における計画事業費については、毎年度の予算により定めるものとします。





## 2 生活機能の強化

### (1) 医療

#### ① 医療体制の確保

##### 【形成協定の内容】

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内医療体制として、公立病院間の医師の相互応援及び病院と診療所等との病診連携、また、地域医療連携の充実により、医療機能の強化及び医師の育成を図る。</li><li>・看護師の育成・確保のため、播磨内陸医務事業組合の機能を充実する。</li></ul>
加西市及び 加東市 (甲) の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・乙と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。</li><li>・乙と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。</li></ul>
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。</li><li>・甲と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。</li></ul>

##### 【具体的な取組内容】

事業	病病・病診連携事業	
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町	
事業概要	<p>圏域内における、病院間の診療連携及び病院と診療所との広域連携の推進により、地域住民が安心して住み続けられる環境を整備する。研修医の育成に関しては、診療所等と連携して行うことにより地域医療を担う医師の育成を図るとともに、限られた医療資源を活用し、継続的な医療の提供を確保するため、地域医療を守り支える体制を作る。</p> <p>各医療機関において、可能な範囲で医師の相互応援を行い、診療機能の充実を図る。また、病院における検査機器による精密検査を診療所にも開放して地域の医療機能の向上を図る。</p> <p>さらに、域内における地域医療普及啓発（病院フェスタ）事業や地域医療体制推進（住民フォーラム等）を行い、相互に情報交換することにより域内全体としての医療機能の維持を図る。</p>	
事業効果	地域内住民に対する医療サービスの維持充実を広域連携の枠組みの中で整えることにより、交通手段の乏しい高齢者においても、身近な所で安心して医療を受けられる環境をつくり、もって、安心して住み続けられる環境を維持する。	
役割分担	加西市	可能な範囲で、医師の応援を行う。 病院フェスタの開催、他市のフェスタの周知や住民フォーラムの支援等を行う。
	加東市	病院フェスタの開催、他市のフェスタの周知や住民フォーラムの支援等を行う。
	西脇市	可能な範囲で、医師の応援を行う。

		病院フェスタの開催、他紙のフェスタの周知や住民フォーラムの支援等を行う。				
	多可町	病院フェスタの開催支援、他市のフェスタの周知や住民フォーラムの支援等を行う。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	医師相互応援の実施。地域医療を支え守る体制づくり					
事業費 (千円)	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
活用を想定する補助制度等						

事業	播磨内陸医務事業組合運営事業					
関係市町	加西市 加東市 西脇市 多可町					
事業概要	播磨内陸医務事業組合立播磨看護専門学校の施設、設備等の維持、保全に努め、講師や実習施設の確保に協力するなど、教育環境の充実を図り、学校の運営を支援することで優秀な看護師の育成を目指とともに、圏域内病院への看護師の安定確保に努める。					
事業効果	圏域内の公立病院等に勤務する看護師の安定確保に寄与する。					
役割分担	加西市	運営経費を負担するとともに、市立病院の医師、看護師等の講師派遣及び実習受け入れ等に協力する。				
	加東市	運営経費を負担するとともに、市立病院の医師、看護師等の講師派遣及び実習受け入れ等に協力する。				
	西脇市	運営経費を負担するとともに、市立病院の医師、看護師等の講師派遣及び実習受け入れ等に協力する。				
	多可町	運営経費を負担するとともに、公的病院の医師、看護師等の講師派遣及び実習受け入れ等に協力する。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	播磨看護専門学校の運営					
事業費 (千円)	137,100	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
活用を想定する補助制度等	兵庫県健康福祉部補助金（播磨看護専門学校運営事業、看護職員県内定着支援事業）					

## ② 医療連携の強化

### 【形成協定の内容】

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の地域医療サービスの向上のため、関係公立（公的）病院における地域医療連携室の職員のスキルアップ及び連携機能の強化を図る。</li> <li>・医師の障害児相談センター等への応援及び訪問看護の広域化等、障がい児者及び高齢者等に対する医療と保健福祉の広域連携を強化し、広域的な支援体制の充実を図る。</li> </ul>
加西市及び 加東市 (甲) の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。</li> <li>・乙と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。</li> </ul>
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。</li> <li>・甲と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。</li> </ul>

### 【具体的な取組内容】

事業	地域医療連携室連携強化事業				
関係市町	加西市 加東市 西脇市 多可町				
事業概要	<p>圏域内の医療ニーズに即応し、効率的且つ継続的に質の高い医療を提供する為、地域医療連携協議会（仮称）を設置し、情報交換や協議、研修会等を行う。</p> <p>連携強化項目として、訪問看護の拡大推進、地域包括ケア病棟の効果的な運用及び各市町の高齢者福祉施設等との連携を図り、各市町の境界区域への対応を含め、在宅療養移行支援を推進する。</p>				
事業効果	関係機関の広域連携のもと、機能分化及び連携強化を図ることにより、効率的且つ継続的に圏域内の医療・介護ニーズに応じた質の高い医療体制が構築でき、在宅療養・医療の推進が期待できる。				
役割分担	加西市	<p>関係機関と協力・調整し、地域医療連携協議会（仮称）を設置、運営する。</p> <p>北播磨地域連携パス（急性期機能）の役割を継続する。</p>			
	加東市	<p>関係機関と協力・調整し、地域医療連携協議会（仮称）を設置、運営する。</p> <p>北播磨地域連携パス（回復期機能）の役割を継続する。</p>			
	西脇市	<p>地域医療連携協議会（仮称）の設置、運営のため関係機関に協力する。</p> <p>北播磨地域連携パス（急性期機能）の役割を継続する。</p>			
	多可町	<p>地域医療連携協議会（仮称）の設置、運営のため関係機関に協力する。</p> <p>北播磨地域連携パス（回復期機能）の役割を果たすため多可赤十字病院との調整を継続する。</p>			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度

	地域医療連携室の機能強化及び連携強化のための研修（講演会、視察研修）					
事業費 (千円)	300	300	300	300	300	300
活用を想定する補助制度等						

事業	障がい児発達相談強化事業													
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町													
事業概要	<p>医師を圏域内の障害児相談センター等へ応援し保健福祉から医療へ、医療から保険福祉への連携を密にする。また、広域での事例研修等を検討する。</p> <p>医師を圏域内の障害児相談センター等へ応援し、相談員等の育成及び障がい児の保護者の相談を受けることで保健福祉から医療へ、医療から保健福祉への連携を密にすることにより、障がい児の一体的ケアが可能となり、保護者が安心して暮らすことのできる環境を保障する。</p>													
事業効果	障がい児と保護者の相談に、保健福祉と医療が一体となってかかわることで、障がい児の特性に応じた成長が可能となる。													
役割分担	<table border="1"> <tr> <td>加西市</td> <td>市立加西病院から医師等を応援し、地域の発達相談等を支援する。 加西市の家庭療育室にも応援を受け地域発達相談の充実を図る。 広域事例研修等の検討</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>保健センターに医師の応援を受け、地域の発達相談の充実を図る。 広域事例研修等の検討</td> </tr> <tr> <td>西脇市</td> <td>広域事例研修等の検討</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>健康福祉センターに医師の応援を受け、地域の発達相談の充実を図る。広域事例研修等の検討</td> </tr> </table>						加西市	市立加西病院から医師等を応援し、地域の発達相談等を支援する。 加西市の家庭療育室にも応援を受け地域発達相談の充実を図る。 広域事例研修等の検討	加東市	保健センターに医師の応援を受け、地域の発達相談の充実を図る。 広域事例研修等の検討	西脇市	広域事例研修等の検討	多可町	健康福祉センターに医師の応援を受け、地域の発達相談の充実を図る。広域事例研修等の検討
加西市	市立加西病院から医師等を応援し、地域の発達相談等を支援する。 加西市の家庭療育室にも応援を受け地域発達相談の充実を図る。 広域事例研修等の検討													
加東市	保健センターに医師の応援を受け、地域の発達相談の充実を図る。 広域事例研修等の検討													
西脇市	広域事例研修等の検討													
多可町	健康福祉センターに医師の応援を受け、地域の発達相談の充実を図る。広域事例研修等の検討													
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度									
	<p>保健センター等の障がい児発達相談への医師等の応援の継続。 広域事例研修等の検討</p>													
事業費 (千円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000								
活用を想定する補助制度等														

## (2) 福祉

### ① 子育て支援の充実

#### 【形成協定の内容】

取組内容	児童虐待防止のための施策の実施などにより、子育て世代に対する支援体制の充実及び強化を図る。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	児童虐待防止のための施策の実施など子育て支援の充実に係る必要な取組を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲が実施する児童虐待防止のための施策を推進する。

#### 【具体的な取組内容】

事業	児童虐待防止事業												
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町												
事業概要	<p>養育者の子どもへの不適切なかかわり（身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト）の解消を目的に、虐待第三次防止プログラム（虐待の終止・再発防止・家族再統合）を実施。</p> <p>ファシリテータ資格を取得した職員が、半年程度の期間に13回（1回2時間）のプログラムを実施し、親のセルフケアと問題解決力の回復を図る。</p>												
事業効果	子どもの虐待に至る親が、プログラムの実施によりコミュニケーション力及びストレス・感情をコントロールするスキルを身につけ、暴力に依存しない子どもへの関わりへと改善することで、虐待行動の終止が見込まれる。												
役割分担	<table border="1"> <tr> <td>加西市</td> <td>プログラムの理解を深める。対象と思われる方に参加申込を促し、プログラム終了後のフォローを行う。</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>各市町と連携し、プログラムを実施する。また、職員のファシリテーション技術向上のため養成講座を受講。</td> </tr> <tr> <td>西脇市</td> <td>プログラムの理解を深め、対象と思われる方に参加申込を促し、プログラム終了後のフォローを行う。</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>プログラムの理解を深めるため報告会に参加し、スキルアップを図るために養成講座を受講する。</td> </tr> </table>					加西市	プログラムの理解を深める。対象と思われる方に参加申込を促し、プログラム終了後のフォローを行う。	加東市	各市町と連携し、プログラムを実施する。また、職員のファシリテーション技術向上のため養成講座を受講。	西脇市	プログラムの理解を深め、対象と思われる方に参加申込を促し、プログラム終了後のフォローを行う。	多可町	プログラムの理解を深めるため報告会に参加し、スキルアップを図るために養成講座を受講する。
加西市	プログラムの理解を深める。対象と思われる方に参加申込を促し、プログラム終了後のフォローを行う。												
加東市	各市町と連携し、プログラムを実施する。また、職員のファシリテーション技術向上のため養成講座を受講。												
西脇市	プログラムの理解を深め、対象と思われる方に参加申込を促し、プログラム終了後のフォローを行う。												
多可町	プログラムの理解を深めるため報告会に参加し、スキルアップを図るために養成講座を受講する。												
事業計画	27年度 養成講座の受講 プログラムの実施	28年度 養成講座の受講 プログラムの実施	29年度 養成講座の受講 プログラムの実施	30年度 養成講座の受講 プログラムの実施	31年度 養成講座の受講 プログラムの実施								
事業費 (千円)	1,038	1,100	1,100	1,100	1,100								
活用を想定する補助制度等													

### (3) 教育

#### ① 文化・スポーツの振興

##### 【形成協定の内容】

取組内容	文化及びスポーツの振興を図るため、各種公共施設の相互利用等の広域的な利活用を推進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。

##### 【具体的な取組内容】

事業	図書館相互利用推進事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	図書館業務のうち、リクエストサービス及び館外返却サービスについて、圏域内図書館間で相互利用の強化を図るとともに圏域内での配達システムを確立し、図書館利用者の利用促進を図り、図書館利用者の利便性を向上させる。				
事業効果	県立図書館託送サービス経由の相互貸借については、この業務を行うことで経費の削減が可能となる。 また、圏域内他館で資料の返却ができることにより、圏域内図書館の利用促進を図り、利用者の利便性を向上させる。				
役割分担	加西市	体制整備に向けた担当者会運営協力。相互貸借資料の準備。他3市町図書館への返却資料の整理			
	加東市	体制整備に向けた担当者会運営。拠点館の一館。相互貸借資料準備。他3市町図書館への返却資料の整理			
	西脇市	体制整備に向けた担当者会運営協力。拠点館の一館。相互貸借資料準備。他3市町図書館への返却資料の整理			
	多可町	体制整備に向けた担当者会運営協力。相互貸借資料の準備。他3市町図書館への返却資料の整理			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	(検討) 試行(H28. 1月～3月)	(実施)			
事業費 (千円)	(検討)	350	350	350	350
活用を想定する補助制度等	特になし				

事業	スポーツ施設相互利用推進事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	<p>文化スポーツ施設の相互利用を推進すべく、3市1町は市内料金で利用できるようにする。また、今後利用条件や予約等の整備を行う。</p> <p>条件整備後は、連携事業で利用できる補助金を活用した施設整備やソフト事業への展開を検討する。</p> <p>また、文化・スポーツイベントの情報を圏域全体に発信するとともに、各市町既存事業においては、圏域住民の参加を促進するため、連絡会議を設置し事業の振興また、交流事業を検討し、各市町の交流促進を図る。</p>				
事業効果	定住自立圏内のスポーツ活動と文化活動の活性化により、圏域全体の文化・スポーツの振興や質的向上、また、住民の相互交流を促進することで地域力の充実を図る。				
役割分担	加西市	乙と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。			
	加東市	乙と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。			
	西脇市	甲と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。			
	多可町	甲と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	圏域への文化・スポーツイベントの情報発信及び参加促進 連絡会議の開催				
事業費 (千円)					
活用を想定する補助制度等					

## ② 質の高い教育環境の整備

### 【形成協定の内容】

取組内容	圏域内の教員の資質向上及び保護者の子育て支援のため、兵庫教育大学との連携事業の強化を図る。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。

### 【具体的な取組内容】

事業	兵庫教育大学との連携講座事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	圏域内の教員の資質向上及び保護者の子育て支援を図る。 兵庫教育大学との連携により圏域内教員及び保護者に向けた講座や研修会を開催する。また、開催時には、実施内容を他市町と情報交換する等、広域的に広報するとともに、可能な限り他市町からの受講希望者を受け入れる。				
事業効果	広域的に広報することで、研修機会の大幅増加にもつながり、圏域内の教職員の資質向上及び保護者の子育て支援の充実を図ることができる。このことが、より質の高い教育環境の構築につながる。				
役割分担	加西市	兵庫教育大学との連携により圏域内教職員や保護者に向けた講座や研修会について、情報提供を行う。			
	加東市	兵庫教育大学との連携により圏域内教員や保護者に向けた講座や研修会について、情報提供を行う。			
	西脇市	兵庫教育大学との連携により圏域内教員や保護者に向けた講座や研修会について、情報提供を行う。			
	多可町	兵庫教育大学との連携により圏域内教員や保護者に向けた講座や研修会について、情報提供を行う。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	順次事業実施。情報共有。 兵庫教育大学連携講座（教員研修・就学前教育研修）				
事業費 (千円)	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925
活用を想定する補助制度等					

## (4) 土地利用

### ① 都市機能の連携強化

#### 【形成協定の内容】

取組内容	地域特性を生かした都市機能の集約を推進し、圏域全体の連携を強化する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。

#### 【具体的な取組内容】

事業	立地適正化計画策定事業					
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町					
事業概要	<p>それぞれの地域特性を生かした都市機能の集約を推進し、圏域全体の連携を強化する。</p> <p>各市町で立地適正化計画策定に向けた調査・研究を行い、策定可能である場合、平成30年度の計画策定を目標とする。その後、次の段階として当該定住自立圏域で連携した計画策定についての調査・研究を進める。</p>					
事業効果	地域特性を生かした都市機能の集約の推進により圏域全体の連携強化の実現に繋がる。					
役割分担	加西市	立地適正化計画策定に関する調査、研究を進め、策定可能である場合、平成30年度での計画策定を目標とする。				
	加東市	立地適正化計画策定に関する調査、研究を進め、策定可能である場合、平成30年度での計画策定を目標とする。				
	西脇市	立地適正化計画策定に関する調査、研究を進め、策定可能である場合、平成30年度での計画策定を目標とする。				
	多可町	立地適正化計画策定に関する調査、研究を進め、策定可能である場合、平成30年度での計画策定を目標とする。				
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	各市町にて立地適正化計画策定に関する調査・研究の実施		立地適正化計画策定業務の実施		圏域連携した計画策定に向けた調査・研究の実施	
事業費 (千円)						
活用を想定する補助制度等	集約都市形成支援事業費補助金					

## (5) 産業振興

### ① 鳥獣被害防止対策の推進

#### 【形成協定の内容】

取組内容	防護柵の設置等、有害鳥獣対策における連携による機能強化を図る。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。

#### 【具体的な取組内容】

事業	有害鳥獣及び特定外来生物被害防止対策事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、圏域市町間による被害状況及び効果的な防止対策等について情報を共有し、広域的かつ効果的な防護柵の設置を行う。また、地元猟友会との連携を強化しつつ、共有した情報を活用し、集落で取組む鳥獣対策による取組みの強化、意識向上の推進を図る。				
事業効果	圏域全体で一体的、総合的な対策を実施することにより、有害鳥獣の個体数調整、生息環境管理が図られ、集落の鳥獣対策の強化による農作物被害の軽減と、営農意欲の遅減を防ぐ。				
役割分担	加西市	被害状況等情報を提供、共有し、防護柵等設置に対する連携等に取組む。			
	加東市	被害状況等情報を提供、共有し、防護柵等設置に対する連携等に取組む。			
	西脇市	被害状況等情報を提供、共有し、防護柵等設置に対する連携等に取組む。			
	多可町	被害状況等情報を提供、共有し、防護柵等設置に対する連携等に取組む。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	現況事業を連携しながら実施し、新たなる取組も模索・検討する。				
事業費 (千円)					
活用を想定する補助制度等	市町支援交付金				

## ② 地域資源のブランド化

### 【形成協定の内容】

取組内容	圏域内における地域資源のブランド化に資する取組を推進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。

### 【具体的な取組内容】

事業	北播磨地場産業開発機構支援事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	<p>地域資源のブランド化、地場産業の育成と支援により、地域経済の活性化を図る。</p> <p>「播州織」、「播州釣針」など地場産業の振興に向け、ブランドの普及や産官学連携による新商品の開発、圏域内外への情報発信などの事業に取り組む公益財団法人北播磨地場産業開発機構に対する支援、地場産業の育成を行う。</p>				
事業効果	地場産業の振興に資する効果的な事業を行うことにより、地域ブランドとしての地位の確立、地場産業の活性化が図れる。				
役割分担	加西市	公益財団法人北播磨地場産業開発機構への補助			
	加東市	公益財団法人北播磨地場産業開発機構への補助			
	西脇市	公益財団法人北播磨地場産業開発機構への補助。海外研修事業への補助			
	多可町	公益財団法人北播磨地場産業開発機構への補助			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	現状の事業を継続実施				
事業費 (千円)	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
活用を想定する補助制度等					

### ③ 創業支援の推進

#### 【形成協定の内容】

取組内容	圏域における経済の活性化及び雇用の促進を図るため、創業支援事業者との連携により、圏域内の創業希望者に対し実施する、窓口相談、創業セミナー等の創業支援事業の相互連携を推進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。

#### 【具体的な取組内容】

事業	創業支援連携事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	連携による効果的・効率的な起業・創業支援を行っていくため、特定創業支援事業の（創業塾）共同実施の検討・体制整備し、商工会議所・商工会等の特定創業事業者が実施する支援事業の共同実施の検討・調整、またその他市町連携による効果的効率的な創業支援事業・推進体制を図る。				
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援に係る事業は、各市町で同様の事業が実施される予定であることから、共同実施等により効果性の向上と効率化が期待できる。</li> <li>・圏域の創業希望事業者が一堂に会することで、より厚みのある創業者ネットワークの形成につながり、創業者の資質向上・シナジー効果が期待できる。</li> </ul>				
役割分担	加西市	体制整備に向けた取組を行う。			
	加東市	体制整備に向けた取組を行う。			
	西脇市	体制整備に向けた取組を行う。			
	多可町	体制整備に向けた取組を行う。			
事業計画	27年度 各市町における創業支援事業計画の策定	28年度 体制整備に向けた検討・調整	29年度 実施	30年度	31年度
事業費 (千円)					
活用を想定する補助制度等	創業支援に関連する国庫補助金（創業補助金等）				

## (6) 生活

### ① 広域防災体制の整備強化

#### 【形成協定の内容】

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広域的な応援体制等の連携整備により、防災機能を強化する。</li> <li>・北はりま消防組合の体制強化により、消防・救急業務の更なる充実を図る。</li> </ul>
加西市及び 加東市 (甲) の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と連携し、防災機能強化に向けた協議及び検討を行い、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。</li> <li>・乙と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。</li> </ul>
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と連携し、防災機能強化のため、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。</li> <li>・甲と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。</li> </ul>

#### 【具体的な取組内容】

事業	広域防災対応能力強化事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	<p>大規模災害の発生時において、圏域住民の安全を最優先に確保するため、迅速かつ的確な災害対応を行うための情報共有や応援体制の確立等、圏域市町の連携強化を図る。また、圏域の地域防災力の向上を目的として、防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>事業としては、合同総合防災訓練や防災研修を連携して行う。</p>				
事業効果	関係市町との連携強化が図られるとともに、圏域全体としての「自助・共助」能力の向上が図られる。				
役割分担	加西市	圏域内における災害を想定した実践的な情報伝達訓練や、地域住民を対象とした図上訓練等について、企画及び運営を行う。			
	加東市	圏域内における災害を想定した実践的な情報伝達訓練や、地域住民を対象とした図上訓練等について、企画及び運営を行う。			
	西脇市	関係市町と協力して実務的な情報伝達訓練や、地域住民を対象とした図上訓練等を行う。			
	多可町	関係市町と協力して実務的な情報伝達訓練や、地域住民を対象とした図上訓練等を行う。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	合同総合防災訓練	情報伝達訓練			合同総合防災訓練
	合同自主防災組織・職員研修				
事業費(千円)	475	未定	未定	未定	未定

活用を想定する補助制度等	
--------------	--

事業	広域備蓄体制整備事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	圏内自治体における物資備蓄は、内容及び数量とも必ずしも万全とは言えない状況であるため、大規模・広域的な災害の発生を想定し、圏域内市町が相互に備蓄物資について情報共有を図り、有事の際には相互補完することにより資材の供給体制を強化する。				
事業効果	各市町で不足する備蓄物資を相互補完することにより、保管スペースや購入・管理経費を最小限のものとできる。				
役割分担	加西市	備蓄物資情報についての取りまとめを行い、圏域市町との調整を図る。平時においては、各自の防災計画に基づき備蓄を行う。			
	加東市	備蓄物資情報についての取りまとめを行い、圏域市町との調整を図る。平時においては、各自の防災計画に基づき備蓄を行う。			
	西脇市	備蓄物資についての情報提供を行う。平時においては、各自の防災計画に基づき備蓄を行う。			
	多可町	備蓄物資についての情報提供を行う。平時においては、各自の防災計画に基づき備蓄を行う。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	情報共有、備蓄物資管理				
事業費 (千円)					
活用を想定する補助制度等					

事業	北はりま消防組合運営事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	広域のメリットである高機能指令センターの運用により、指揮系統の一元化、消防力の集中配備、投入など北はりまの消防力の効率運用が出来る体制整備と統一的な指揮下での効率的な部隊運用、署所配置を見直しを行い、消防体制の基盤強化を行う。 さらに、構成市町と連携強化を図り、消防団等防災機関との円滑な活動を確保する。				
事業効果	消防・救急業務の効率的な運営により、構成市町の負担を合理化するとともに、広域化による体制の強化及び均一的な消防・救急サービスの提供、サービスの更なる向上を図ることができる。				
役割分担	加西市	北はりま消防組合への組合運営事業分の負担金の支出			
	加東市	北はりま消防組合への組合運営事業分の負担金の支出			

	西脇市	北はりま消防組合への組合運営事業分の負担金の支出			
	多可町	北はりま消防組合への組合運営事業分の負担金の支出			
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
<b>事業計画</b>					
	組合運営事業・消防車両等更新事業				
<b>事 業 費 (千円)</b>	2, 162, 086	2, 135, 595	2, 106, 097	2, 088, 437	2, 104, 447
<b>活用を想定する補助制度等</b>	緊急消防援助隊設備整備費補助金・消防施設整備事業債・緊急防災・減災事業債・合併特例債				

## ② 水道事業の広域連携

### 【形成協定の内容】

取組内容	水道事業の将来的な導入課題として、広域化の手法及び可能性を調査・研究し、水道事業の財政・技術基盤の強化を図る。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。

### 【具体的な取組内容】

事業	水道事業基盤強化事業												
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町												
事業概要	<p>今後の水道事業における「事業運営の健全性と安定性」、「適正な水道料金による収益確保」、「災害に強い施設更新」に対応していくため、財政及び技術基盤の強化を図る。</p> <p>「経営の一体化」、「管理の一体化」、「施設の共同化」など、将来的な導入課題として広域化の手法、可能性も検討する。</p>												
事業効果	<p>スケールメリットを生かした事業経営が見込まれ、サービス水準の格差は正につながる。</p> <p>人材、資金、施設等の経営資源の共有化と効率的活用、技術継承を含めた運営基盤の確保、施設能力の有効活用が期待できる。</p>												
役割分担	<table border="1"> <tr> <td>加西市</td> <td>各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。</td> </tr> <tr> <td>西脇市</td> <td>各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。</td> </tr> </table>					加西市	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。	加東市	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。	西脇市	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。	多可町	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。
加西市	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。												
加東市	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。												
西脇市	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。												
多可町	各事業体相互の連携による水道事業の財政・技術基盤の強化にかかる必要な取組みを検討する。												
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度								
	経営管理等のソフト面を含む多様な手法による広域連携の検討	経営管理等のソフト面の統合化に重点を置いた新たな視点での広域連携計画の検討	広域連携計画の策定	広域連携計画の推進									
事業費(千円)													
活用を想定する補助制度等													

### ③ 環境・エネルギー対策の推進

#### 【形成協定の内容】

取組内容	環境・エネルギー対策として、CO <sub>2</sub> の削減及び循環型社会の構築に向けた事業を推進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	環境・エネルギー対策に係る事業に必要な取組を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲が行う環境・エネルギー対策に係る取組に協力する。

#### 【具体的な取組内容】

事業	環境関連活動推進事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	民間企業、関係団体、地域住民など多様な主体との連携のもと、圏域全体または、各市町で環境啓発強調月間における連携事業の開催により、圏域住民や事業所の環境意識啓発を推進する。また、低炭素社会の構築に向け、電気自動車に係る設備の導入を促進するために、情報の共有化を図り、電気自動車等の普及促進に向けて調査・研究を行う。				
事業効果	各市単独で行っている事業をつなげ、連携することで、環境問題に対する意識の向上と共有が図れる。また、関係市町が連携して電気自動車等の普及促進事業に取組むことで、広域圏の温室効果ガスの削減が期待できる。				
役割分担	加西市	環境イベント、学習会の共催と電気自動車等の普及拡大に向けて、情報の共有や連携に必要な調整を行う。			
	加東市	環境イベント、学習会の共催と電気自動車等の普及拡大に向けて、情報の共有や連携に必要な調整を行う。			
	西脇市	環境イベント、学習会の共催と電気自動車等の普及拡大に向けて、情報の共有や連携に必要な取組を推進する。			
	多可町	環境イベント、学習会の共催と電気自動車等の普及拡大に向けて、情報の共有や連携に必要な取組を推進する。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	環境関連活動推進事業				
事業費 (千円)	検討	8,598	4,081	4,081	4,081
活用を想定する補助制度等					

#### ④ 住民相談窓口の相互利用等

##### 【形成協定の内容】

取組内容	圏域住民の安全・安心な暮らしを守るとともに、利便性の向上を図るために、住民相談窓口等の相互連携を推進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	相談機能の強化を図るとともに、相談窓口等の相互連携の体制を整える。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲が行う相談機能の強化及び相談窓口等の相互連携体制の整備に必要な取組を推進する。

##### 【具体的な取組内容】

事業	消費者行政推進事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	住民の利便性の向上を図るとともに、消費者被害に対して迅速で適切に対応するため相談窓口の相互連携を推進し、相談機能の強化と相談体制の充実を行う。また、消費者被害の未然防止及び拡大防止を図るため、市町の連携を強化し、地域資源や人材等を活かして消費者教育や啓発活動等を効果的・効率的に推進する。				
事業効果	相談体制の充実・相互連携の推進及び消費者教育や啓発活動等の連携により、住民の利便性の向上及び消費者被害の未然防止につながり、圏域住民の消費生活の安定と向上ができる。				
役割分担	加西市	相談体制の充実及び機能強化を図り、相互連携の体制を整えるとともに連携事業の調査検討を行う。			
	加東市	相談体制の充実及び機能強化を図り、相互連携の体制を整えるとともに連携事業の調査検討を行う。			
	西脇市	相談体制の充実及び機能強化を図り、相互連携体制の整備及び連携事業の調査検討に必要な取組を推進する。			
	多可町	相談体制の充実及び機能強化を図り、相互連携体制の整備及び連携事業の調査検討に必要な取組を推進する。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	相談体制の充実及び連携事業の調査検討				相談窓口等の相互連携の体制整備
事業費 (千円)					
活用を想定する補助制度等					

## (7) その他

### ① 税務情報整備の広域化

#### 【形成協定の内容】

取組内容	固定資産評価に係る航空写真の撮影等、固定資産等の税務情報整備の広域化及び効率化を推進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。

#### 【具体的な取組内容】

事業	課税用航空写真共同撮影事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	各市町で撮影している固定資産税課税参考資料用の航空写真を広域で行うことにより、コストダウンを図る。				
事業効果	共同で撮影することにより航空機のチャーター時間の減少・合計撮影面積の縮小等、事務の効率化が期待でき、行政経費の節減につながる。				
役割分担	加西市	各市町と連携し、航空写真の共同撮影に必要な取組を推進する。			
	加東市	加西市と連携し、航空写真の共同撮影に必要な取組を推進する。			
	西脇市	加西市と連携し、航空写真の共同撮影に必要な取組を推進する。			
	多可町	加西市と連携し、航空写真の共同撮影に必要な取組を推進する。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	仕様書の確定	航空写真撮影			航空写真撮影
事業費 (千円)					
活用を想定する補助制度等					

### 3 結びつきやネットワークの強化

#### (1) 地域公共交通

##### ② 地域公共交通の広域連携

###### 【形成協定の内容】

取組内容	圏域内の路線の再編について調査・研究するとともに、公共交通に関する情報を総合的に提供することにより、日常の生活圏の拡大及び利便性の向上を図る。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	交通事業者、相互の地域関係住民等の意見を調整し、広域連携に必要な取組を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲が行う取組に必要な協力をう。

###### 【具体的な取組内容】

事業	公共交通広域連携調査研究事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	<p>圏域内にある主要施設への交通手段を確保するために、現状の交通網の調査研究を行い、既存路線の再編や各地域を結ぶ新たな路線の実現を目指す。</p> <p>特に、圏域内に立地する大型商業施設や医療機関を結ぶ路線について、住民ニーズの把握や現況調査によりその必要性を検証し、交通事業者等と協議を行い、その実現に取り組む。</p> <p>また、利便性の向上を図るために、ICカードの導入について調査研究を行う。</p>				
事業効果	地域間の主要施設が公共交通で結ばれることにより、生活機能が充足し、圏域内の定住化が促進される。				
役割分担	加西市	圏域内における路線の再編に係る現況調査を行い、住民ニーズの把握及び地域との協議を行い、その実現に向けて交通事業者と調整を行う。			
	加東市	圏域内における路線の再編に係る現況調査を行い、住民ニーズの把握及び地域との協議を行い、その実現に向けて交通事業者と調整を行う。			
	西脇市	圏域内における路線の再編に係る現況調査を行い、住民ニーズの把握及び地域との協議を行う。			
	多可町	圏域内における路線の再編に係る現況調査を行い、住民ニーズの把握及び地域との協議を行う。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	事業調整		事業調整 調査等	試験運行	本格運行

事業費 (千円)	0	0	5,000	50,000	50,000
活用を想定する補助制度等	バス対策費補助金				

事業	公共交通利用促進事業												
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町												
事業概要	<p>圏域内の公共交通利用に関する情報提供により、地域住民の公共交通利用に対する心理的障壁を下げ、域内の移動を増やし活発な交流による活性化を図る。</p> <p>路線バス、高速バス、鉄道、タクシー、各市のコミバスの総合的で具体的な利用を提案する公共交通ガイドマップの作成について研究し、作成・配布する。</p> <p>公共交通機関の乗車体験など、公共交通に触れる機会を持ち、今後の利用促進につなげる。</p>												
事業効果	<p>公共交通に関する情報を周知することで、地域間の移動に公共交通を選択する機会を生むことができる。</p> <p>既存路線の利用促進を広域的に進めることで、圏域内の公共交通網の維持確保につながり、生活機能の充実による定住化が図られる。</p>												
役割分担	<table border="1"> <tr> <td>加西市</td> <td>既存の公共交通に係る各種資料の提供、ガイドブックの作成等によって周知活動を行い、利用促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>既存の公共交通に係る各種資料の提供、ガイドブックの作成等によって周知活動を行い、利用促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>西脇市</td> <td>ガイドブック作成等に協力し、既存の公共交通に係る各種資料及び作成されたガイドブック等を利用して周知活動を行い、利用促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>ガイドブック作成等に協力し、既存の公共交通に係る各種資料及び作成されたガイドブック等を利用して周知活動を行い、利用促進を図る。</td> </tr> </table>					加西市	既存の公共交通に係る各種資料の提供、ガイドブックの作成等によって周知活動を行い、利用促進を図る。	加東市	既存の公共交通に係る各種資料の提供、ガイドブックの作成等によって周知活動を行い、利用促進を図る。	西脇市	ガイドブック作成等に協力し、既存の公共交通に係る各種資料及び作成されたガイドブック等を利用して周知活動を行い、利用促進を図る。	多可町	ガイドブック作成等に協力し、既存の公共交通に係る各種資料及び作成されたガイドブック等を利用して周知活動を行い、利用促進を図る。
加西市	既存の公共交通に係る各種資料の提供、ガイドブックの作成等によって周知活動を行い、利用促進を図る。												
加東市	既存の公共交通に係る各種資料の提供、ガイドブックの作成等によって周知活動を行い、利用促進を図る。												
西脇市	ガイドブック作成等に協力し、既存の公共交通に係る各種資料及び作成されたガイドブック等を利用して周知活動を行い、利用促進を図る。												
多可町	ガイドブック作成等に協力し、既存の公共交通に係る各種資料及び作成されたガイドブック等を利用して周知活動を行い、利用促進を図る。												
事業計画	27年度 ガイドブック概要調整	28年度	29年度	30年度	31年度								
事業費 (千円)	100	5,000	5,000	5,000	5,000								
活用を想定する補助制度等	ガイドブック編集・発行												

## (2) I C Tインフラの整備

### ③ 自治体情報システムの効率化

#### 【形成協定の内容】

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティサイト等、I C Tを活用したシステムの構築及び運用により、圏域内の情報の相互利用を強化する。</li> <li>・情報システムの共同化等により効率化及び住民サービスの向上を図る。</li> </ul>
加西市及び 加東市 (甲) の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と連携し、情報等を集約し、I C Tを活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。</li> <li>・乙と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。</li> </ul>
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と連携し、情報等を集約し、I C Tを活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。</li> <li>・甲と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。</li> </ul>

#### 【具体的な取組内容】

事業	自治体クラウド研究事業												
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町												
事業概要	<p>情報システムの共同化を図り、効率的な電子行政を実現するため、自治体クラウドについての調査研究を行う。</p> <p>クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図る。</p>												
事業効果	共同実施により、システムの高度化や導入コスト削減を見込むことができる。												
役割分担	<table border="1"> <tr> <td>加西市</td> <td>圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。</td> </tr> <tr> <td>西脇市</td> <td>圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。</td> </tr> </table>					加西市	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。	加東市	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。	西脇市	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。	多可町	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。
加西市	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。												
加東市	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。												
西脇市	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。												
多可町	圏域市町と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取り組みを行う。												
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度								
	調査・研究												
事業費 (千円)	—	—	—	—	—								
活用を想定する補助制度等													

### 【具体的な取組内容】

事業	地域情報共有システム構築事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	<p>ICT を活用して地域間の情報共有を高め、相互の情報、物、人の流れを促進し結びつきを強める。</p> <p>圏域市町の地域間交流を促す情報（イベント等）や地域資源（観光や施設等）を集約して掲載するなどの WEB サービス（地域情報共有システム）の構築を図る。</p>				
事業効果	<p>地域間で情報を共有し交流を促進させる。</p> <p>スケールメリットをいかし構築・運用費を抑制する。また、それぞれの利用頻度（アクセス、ページビュー数）を高め、地域情報の共有・連携・拡散を強化する。</p>				
役割分担	加西市	圏域市町と連携し、ICT を活用した地域情報共有システムの構築に係る必要な取り組みを行う。			
	加東市	圏域市町と連携し、ICT を活用した地域情報共有システムの構築に係る必要な取り組みを行う。			
	西脇市	圏域市町と連携し、ICT を活用した地域情報共有システムの構築に係る必要な取り組みを行う。			
	多可町	圏域市町と連携し、ICT を活用した地域情報共有システムの構築に係る必要な取り組みを行う。			
事業計画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	調査研究		調査研究 運用協議	運用	
事業費 (千円)	—	—	—	—	—
活用を想定する補助制度等					

### (3) 交通インフラの整備

#### ④ 広域幹線道路の整備促進

##### 【形成協定の内容】

取組内容	圏域における広域幹線道路の整備を促進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、整備促進に必要な取組を行う。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、整備促進に必要な取組を行う。

##### 【具体的な取組内容】

事業	広域幹線道路整備推進事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	3市1町を結ぶ、国道175号、国道372号、主要地方道多可北条線、一般県道高岡北条線を連携強化路線とし、未改良区間や歩道未装備区間の整備を連携し整備要望を行うことで、安全安心な交通を確保するとともに、圏域住民の利便性の向上を図る。				
事業効果	圏域における安全安心な道路交通体系が形成され、圏域内外の交流や連携が活発になるとともに、圏域住民の交通の利便性、安全性の向上を図ることができる。				
役割分担	加西市	関係機関との調整、要望活動			
	加東市	関係機関との調整、要望活動			
	西脇市	関係機関との調整、要望活動			
	多可町	関係機関との調整、要望活動			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	要望活動				
事業費 (千円)	100	100	100	100	100
活用を想定する補助制度等					

## (4) 地域内外の住民との交流・移住促進

### ⑤ 観光資源の開発

#### 【形成協定の内容】

取組内容	圏域内の観光資源を活用した取組により、広域的な交流を促進する。
加西市及び 加東市 (甲) の役割	乙と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	甲と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。

#### 【具体的な取組内容】

事業	地域観光情報発信・誘客活動事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	<p>広域に有する自然や歴史文化、伝統産業等の多様な地域資源の活用や連携により、交流人口の拡大による活性化を図る。</p> <p>広域に地域資源の発掘や活用を行い、周遊性を高めた広域の観光ルートを形成し、観光情報の発信や誘客活動にも共同で取り組む。</p>				
事業効果	<p>観光などにより広域に来客が増えることで、消費拡大により経済の活性化につながる。</p> <p>周辺観光施設等と連携した取組を行うことで、観光施設の活性化が図れる。</p> <p>登山ツアーの実施や圏域内の住民に登山利用を促進することで、地元の魅力を再発見したり、住民の健康増進及び体力づくりにつながる。</p>				
役割分担	加西市	市内の観光情報の提供及び誘客活動に取り組む。			
	加東市	市内の観光情報の提供及び誘客活動に取り組む。			
	西脇市	市内の観光情報の提供及び誘客活動に取り組む。			
	多可町	市内の観光情報の提供及び誘客活動に取り組む。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	ハイキング ガイドマ ップの作成	順次事業実施 ツアー開催支援の検討			
事業費 (千円)	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000
活用を想定す る補助制度等	北播磨県民局補助金（観光交流事業関係） ひょうごツーリズム協会補助金（広域観光関連事業）				

## 4 圏域マネジメント能力の強化

### (1) 中心市等における人材の育成及び外部からの人材の確保

#### ⑥ 人材の育成及び確保

##### 【形成協定の内容】

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内における職員の能力及び資質向上を図るため、合同研修を実施するとともに、職員の交流、職種や業務単位での意見交換会を行う。</li><li>・行政委員会等の機関の共同設置に向けた取組を推進する。</li></ul>
加西市及び 加東市 (甲) の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域で実施することが効果的な職員向け研修を実施するとともに、意見交換会など人事交流の推進に資する取組を行う。</li><li>・乙と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。</li></ul>
西脇市及び 多可町 (乙) の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲が実施する圏域職員向け研修及び意見交換会などの運営に協力する。</li><li>・甲と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。</li></ul>

##### 【具体的な取組内容】

事業	人材育成事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	関係市町職員の職務能力、資質及び公務能率の向上を図るため、職種別又は担当課レベルでの専門研修や圏域内における同一課題に対応するための合同研修を実施する。				
事業効果	圏域全体の職員力の底上げ、専門的研修の機会の確保、圏域市町間ににおける職員の連携強化が期待できる。				
役割分担	加西市	圏域市町と連絡調整しながら、合同研修事業を企画・実施する。			
	加東市	圏域市町と連絡調整しながら、合同研修事業を企画・実施する。			
	西脇市	圏域市町と連絡調整しながら、合同研修の運営に協力する。			
	多可町	圏域市町と連絡調整しながら、合同研修の運営に協力する。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	合同研修の実施				
事業費 (千円)	(検討)	750	750	750	750
活用を想定する補助制度等					

事業	機関の共同設置事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	行政委員会等の機関を共同設置することにより、事務の効率化を図る。				
事業効果	開催頻度が少ない行政委員会等を共同設置することにより、事務処理の効率化が図られるとともに、事務の専門性・中立性が確保される。				
役割分担	加西市	圏域内市町と連携し、行政委員会等の機関の共同設置に必要な取組を推進する。			
	加東市	圏域内市町と連携し、行政委員会等の機関の共同設置に必要な取組を推進する。			
	西脇市	圏域内市町と連携し、行政委員会等の機関の共同設置に必要な取組を推進する。			
	多可町	圏域内市町と連携し、行政委員会等の機関の共同設置に必要な取組を推進する。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	共同設置の検討				
事業費 (千円)					
活用を想定する補助制度等					

事業	人事交流事業				
関係市町	加西市、加東市、西脇市、多可町				
事業概要	圏域市町における事務の効率化、共有化を図るために、実務者レベルでの意見交換会を行う。 将来的には、先進的、効果的な取組事例を関係市町間で共有するため、職員の相互交流（人事交流）を行う。				
事業効果	圏域の自立と持続可能な成長をけん引する人材を育成・確保することで、圏域の政策課題について円滑な解決を図ることができる。				
役割分担	加西市	圏域市町と連絡調整しながら、実務者レベルでの意見交換会の開催を企画・実施する。			
	加東市	圏域市町と連絡調整しながら、実務者レベルでの意見交換会の開催を企画・実施する。			
	西脇市	圏域市町と連絡調整しながら、意見交換会の運営に協力する。			
	多可町	圏域市町と連絡調整しながら、意見交換会の運営に協力する。			
事業計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	意見交換会の実施				
				人事交流の実施	

事業費 (千円)	0	0	0	0	0
活用を想定する補助制度等					

# 資料

# 1 北播磨広域定住自立圏に係る取組経緯

## 平成24年

- 8月 7日 定住自立圏構想推進の説明会〔北播磨県民局〕  
12月 3日 定住自立圏構想推進に係る講演会〔西脇市〕

## 平成25年

- 2月 25日 先行団体の視察〔西脇市〕

## 平成26年

- 5月 27日 先行団体の視察・意見交換〔西脇市〕  
6月 3日 先行団体の視察・意見交換〔多可町〕  
8月 20日 定住自立圏構想推進に係る講演会〔加東市滝野図書館〕  
11月 21日 第1回定住自立圏構想推進連絡会議〔西脇市生涯学習まちづくりセンター〕  
12月 24日 第2回定住自立圏構想推進連絡会議〔加西市コミュニティセンター〕

## 平成27年

- 1月 22日 第3回定住自立圏構想推進連絡会議〔加東市役所〕  
1月 30日 全国定住自立圏構想シンポジウム in 但馬〔城崎国際アートセンター〕  
2月 18日 第4回定住自立圏構想推進連絡会議〔多可町役場〕  
3月 2日 加西市及び加東市による中心市宣言  
※宣言中心市（加東市及び加西市）と近隣市町において、定住自立圏形成に関する連携項目等についての協議を開始  
3月 26日 第5回定住自立圏構想推進連絡会議〔西脇市役所〕  
4月 22日 第6回定住自立圏構想推進連絡会議〔加西市役所〕  
6月 22日 加西市議会、定住自立圏形成協定の締結等を地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議決事件とすることに関する改正条例を議決  
6月 25日 第7回定住自立圏構想推進連絡会議〔加東市役所〕  
6月 30日 加東市議会、定住自立圏形成協定の締結等を地方自治法第96条第2項の規定による議決事件とすることに関する改正条例を議決  
7月 23日 第8回定住自立圏構想推進連絡会議〔多可町役場〕  
9月 1日 第9回定住自立圏構想推進連絡会議〔西脇市役所〕  
9月 2日 加東市議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
9月 24日 西脇市議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
9月 28日 加西市議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
9月 30日 多可町議会、北播磨広域定住自立圏形成協定の締結について議決  
第10回定住自立圏構想推進連絡会議〔加西市役所〕

- 10月 5日 北播磨広域定住自立圏形成協定調印式〔加東市滝野図書館〕
- 10月 6日 平成27年度第1回北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会  
〔加西市健康福祉会館〕
- 10月 ●日 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン案のパブリックコメント実施
- 11月●日 平成27年度第2回北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会〔加東市●●●●〕

#### 【北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会の概要】

##### ○第1回北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会

- 日時 平成27年10月6日（火）午後7時～午後9時
- 場所 加西市健康福祉会館 2階 研修室1
- 内容
- ・加西市長、加東市長挨拶
  - ・委員等出席者の紹介
  - ・座長、副座長の選出
  - ・定住自立圏構想について
  - ・北播磨広域定住自立圏の形成等に係る取組状況について
  - ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン策定スケジュールについて
  - ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（素案）について
  - ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントについて

##### ○第2回北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会

- 日時 平成27年11月●●日（●）午後●時～午後●時
- 場所 加東市●●●●
- 内容
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメント実施結果について
  - ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）について
  - ・今後の予定について

## 2 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職	団体名等	政策分野等
定住自立圏形成協定に掲げた政策分野の関係者	藤本 隆文	事務局長	市立加西病院	医療・福祉
	岩佐 文雄	総務部長	国立大学法人兵庫教育大学	教育
	足立 保雄	副会長	東播磨・北播磨地区スポーツ推進委員連絡協議会	教育
	本岡 賢二	副会長	加東市商工会	産業振興
	深田 美香	経営委員長	加西商工会議所青年部	産業振興
	原田 康弘	専務理事	公益財団法人北播磨地場産業開発機構	産業振興
	筧 一義	副会長	加西市区長会	生活
	芹生 一二	副会長	加東市区長会	生活
	長井 孝章	副会長	西脇市連合区長会	生活
	大山 高弘	副会長	多可町区長会	生活
	竹内 宏	バス事業部 計画課 地域 公共交通担当 課長	神姫バス株式会社	地域公共交通
	熊谷 佳代	副会長	加西市老人クラブ連合会	地域公共交通 (生活)
	池見 和身	会長	加東市老人クラブ連合会	地域公共交通 (生活)
	吉田 恵子	副会長	多可町観光交流協会	交流・移住促進
定住自立圏構想について識見を有する者	池田 潔	経営学部教授	兵庫県立大学	学識経験者

### **3 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱**

(設置)

第1条 加西市及び加東市は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定等について協議するため、北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、定住自立圏構想に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、加西市長及び加東市長（以下「両市長」という。）が選任する。

- (1) 定住自立圏形成協定に掲げた政策分野の関係者
- (2) 定住自立圏構想について識見を有する者
- (3) その他両市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。  
3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。  
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。ただし、座長が定まっていないときは、両市長が招集する。

2 会議の議長は、座長がこれに当たる。  
3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。  
4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 懇談会は、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、加西市及び加東市の定住自立圏構想担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮つて定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後初めて選任する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

## 4 中心市宣言書

加西市と加東市は、兵庫県のほぼ中央部、播州平野に位置し、国土幹線の中国自動車道が通過し、大阪から自動車で1時間圏という恵まれた立地条件を有しています。また、気候は、瀬戸内式に属し、冬期の降水量が少なく温暖で暮らしやすいところです。

加西市は、大都市近郊にありながら日本の原風景というべき田園や里山を有しています。

また、市内にはため池が数多く点在し、県下でも有数の密集地帯であり、水と緑豊かな田園空間の演出に役立っています。さらに、玉丘古墳、法華山一乗寺、五百羅漢、鶴野飛行場跡、北条鉄道等の伝統的・歴史的な資産の蓄積があり、観光振興をはじめ様々な観点から大きな期待が寄せられています。

加東市は、加古川、東条湖、三草山などの豊かな自然に恵まれ、国宝朝光寺、清水寺などの歴史ある文化財・文化遺産や兵庫教育大学をはじめとした教育施設も充実しています。

また、国内生産量の約9割を誇る釣り針や酒造好適米・山田錦の生産も盛んで、全国各地に出荷されています。加えて、交通の利便性を活かし、製造業、流通業など多くの企業が立地しており、教育、産業をはじめ様々な分野で発展を遂げています。

現在、我が国は、人口減少社会へ本格的に突入し、少子高齢社会の急速な進行、産業や経済のグローバル化など、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。

社会経済情勢が大きく変化しており、自治体を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が予想される中で、自治体経営、地域経営を確立するため、地方分権の推進が行われ、受け皿となる自治体間の連携並びに効率的・効果的な行政システムの構築を図ることが求められています。

このような背景を踏まえ、加西市と加東市は、定住自立圏構想に基づく「中心市」として、生活圏や経済圏を共にする圏域の自治体とのネットワークと連携をさらに強化することにより、この圏域が持つ地域資源と地域力を高めながら、住民が安全で安心して暮らし続けられる地域社会の形成と魅力ある圏域づくりに積極的に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成27年3月2日

加西市長

五村和平

加東市長

安田正義

## 1 圏域自治体と連携が想定される取組

加西市と加東市を中心市とした定住自立圏では、圏域全体の人口流出に歯止めをかけ、圏域としての成長と発展を目指し、地域住民の生活機能を向上させることにより、圏域としての定住促進に資する取組を推進します。

### ◆生活機能の強化

#### (1) 医療

- ・ 圏域内医療体制として、公立病院間の医師の相互派遣や病院と診療所等との診療連携、また、地域医療連携の充実により、医療機能の強化や医師の育成を図る。
- ・ 医薬品の共同購入等、圏域内公立病院等における管理運営の連携により、経営効率の向上を図る。
- ・ 医師の障害児相談センター等への派遣や訪問看護の広域化等、障がい者や高齢者等に対する医療と福祉の広域連携を強化し、広域的な支援体制の充実を図る。
- ・ 看護師の育成・確保のため、播磨内陸医務事業組合の機能を強化する。
- ・ その他、圏域内の地域医療サービスの向上のため、医療体制の充実や医療連携を強化する。

#### (2) 福祉

- ・ 子育て世代に対する児童虐待の相談等、児童虐待防止の支援体制を強化する。

#### (3) 教育

- ・ 文化やスポーツの振興を図るため、各種公共施設の相互利用等の広域的な利活用を推進する。
- ・ 子育てや教育に係る連携講座の実施等、兵庫教育大学との連携事業の強化を図る。

#### (4) 産業振興

- ・ 防護柵の設置等、有害鳥獣対策における連携による機能強化を図る。
- ・ 圏域内における地域資源のブランド化に資する取組や公益財団法人北播磨地場産業開発機構の取組を強化する。

#### (5) 生活

- ・ 災害時における広域的な人材支援、防災設備等の連携整備により、防災機能を強化する。

#### (6) その他

- ・ 北はりま消防組合の体制強化により、消防・救急業務の更なる充実を図る。
- ・ 固定資産評価に係る航空写真の撮影等、固定資産等の税務情報整備の広域化と効率化を推進する。

### ◆結びつきやネットワークの強化

#### (1) 地域公共交通

- ・ 広域連携事業の推進により、バス利用者の利便性の向上を図る。
- ・ 圏域内の公共交通に関する情報を総合的に提供することにより、日常の生活圏の拡大と利便性の向上を図る。

(2) I C T インフラの整備

- ・ 地域コミュニティサイトの構築等、 I C T を活用したシステムの構築や運用により、圏域内の情報の相互利用を強化する。
- ・ 情報システムの共同化等による効率化と住民サービスの向上を図る。

(3) 交通インフラの整備

- ・ 圏域における既設広域幹線道路の整備を促進する。

(4) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

- ・ 圏域内の特産品や地域資源を生かした取組や地産地消に資する取組を強化する。

(5) 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・ 圏域内の観光資源を活用した取組により、広域的な交流を促進する。

(6) その他

- ・ 環境やエネルギー対策として、 CO<sub>2</sub> の削減や循環型社会の構築に向けた事業を推進する。
- ・ 消費生活相談窓口等の相互利用を行う。

◆圏域マネジメント能力の強化

(1) 中心市等における人材の育成や外部からの人材の確保

- ・ 播磨内陸広域行政協議会の事業を含め、圏域内の職員の育成に向けた研修会等を実施する。
- ・ 行政委員会等の機関の共同設置に向けた取組を推進する。

(2) その他

- ・ 圏域内における共通課題への対応、政策の推進に資するべく、職員の交流や合同研究の実施を推進する。

## 2 都市機能の集積状況

公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、商業機能、その他行政及び民間分野における都市機能の集積状況は、概ね以下のとおりであり、定住自立圏を形成する中心地域としての都市機能を有します。

分野	都市機能	施設名等	
		加西市	加東市
医療・福祉	公立病院	市立加西病院	加東市民病院
	病児・病後児保育	病児・病後児保育室ひまわり	正覚坊保育園（病後児保育）
	子育て施設	市立幼稚園（4）、市立幼児園（5）、市立保育所（4）、子育て学習センター（2）	市立幼稚園（2）、兵庫教育大学附属幼稚園、市立保育所（4）、児童館（2）
	高齢者福祉施設・障害者福祉サービス事業所	■高齢者福祉施設 加西の里、春夏秋冬、第二サルビア荘、なごやか、白寿苑、加西シニアコミュニティ、米田病院、香楽園  ■障害者福祉サービス事業所 ラヴィかさいホームヘルパーステーション、医療福祉センターきずな、善防園、希望の郷、ナーシングピア加西、七色、こはる日和、ワクらんど加西、エル・ファーロ、THE E-P（スリープ）、なごみ、ライフらんど加西、はんど（やすらぎ）、クランベリー、カラーズ、庵ノ上、ラヴィかさい訪問入浴ステーション、ラヴィかさい相談支援センター、医療福祉センターきずな相談支援センター、ワクらんど加西相談支援センター	■高齢者福祉施設 伽の里、社すみれ園、フロイデ滝野、ケアホームかとう、サンスマイル北野  ■障害者福祉サービス事業所 でんでん虫の家、地球のなかも、Cielo（シエロ）、あつと、かとう絆みらい、ケアホームあんも、マイマイ HOUSE、加茂病院厚生寮、どんぐりっこの森
教育・	大学・大学院	神戸大学大学院農学研究科附	兵庫教育大学

文化・ ス ポ ー ツ		属食資源教育研究センター	
	専修学校	農業大学校	播磨看護専門学校
	高等学校	北条高等学校 播磨農業高等学校	社高等学校
	特別支援学校	加西特別支援学校	のじぎく特別支援学校わかあ ゆ分教室
	図書館	図書館	中央図書館、滝野図書館、東 条図書館、図書・情報センター
	文化施設	加西市民会館、中央公民館、 善防公民館、南部公民館、北部 公民館、地域交流センター	やしろ国際学習塾、滝野文化 会館、東条文化会館、社公民 館、滝野公民館、東条公民館、 社コミュニティセンター、さん あいセンター、コミュニティセン ター東条会館、河高交 流センター、加古川流域滝野 歴史民俗資料館、明治館、三 草藩武家屋敷旧尾崎家
	体育施設	加西勤労者体育センター、加 西テニスコート、アラジンス タジアム（加西球場）、多目的 グラウンド、加西市民グラウ ンド、屋内ゲートボール場す ぱーく加西、グリーンスポーツ 広場アクアスカさい、加西南 テニスコート、加西南多目的 広場、加西南ゲートボール 場、オークタウン加西	社第一体育館、社武道館、滝 野体育センター、滝野総合公 園体育館、東条第一体育館、 東条第二体育館、社第一グラ ウンド、社第二グラウンド、 社第三グラウンド、滝野総合 公園多目的グラウンド、東条 グラウンド、東条健康の森ス ポーツ広場、グリーンヒル・ スタジアム、東条野球場、夕 日ヶ丘公園パークゴルフ場
	観光・産業施設	フラワーセンター、いこいの 村はりま、アオノリゾート青 野運動公苑	やしろ鴨川の郷、滝野交流保 養館、滝野産業展示館、アク ア東条、道の駅とうじょう
	都市公園	12 施設（丸山総合公園、ハイ ツ第1公園ほか）	51 施設（播磨中央公園、起勢 の里ほか）
交通	鉄道	北条鉄道（7駅）	JR 加古川線（3駅）
	バス	神姫バス、ねっぴ～号、はつ ぴーバス、高速バス	神姫バス、神姫グリーンバス、 高速バス
	高速道路	中国自動車道 加西 IC	中国自動車道 滝野社 IC、ひょうご東条 IC

	国道	372 号	175 号、372 号
商業・金融	大規模小売店（店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超）	10 店舗	6 店舗
	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫	三井住友銀行、但馬銀行、みなど銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、但陽信用金庫、兵庫県信用組合	みなと銀行、姫路信用金庫、中兵庫信用金庫、日新信用金庫、兵庫県信用組合
	農協	JA 兵庫みらい	JA みのり
	郵便局	12 店舗（簡易郵便局含む）	8 店舗
行政機関	国	ふるさとハローワーク	神戸地方法務局社支局、神戸地方検察庁社支部、社区検察庁、社税務署、神戸地方裁判所社支部、神戸家庭裁判所社支部、社簡易裁判所、近畿農政局鴨川ダム管理分室
	県	加西警察署、農林水産技術総合センター、加西農業改良普及センター	社警察署、北播磨県民局、加東健康福祉事務所、加東県税事務所、加東土木事務所、加東農林振興事務所、兵庫県動物愛護センター動物管理事務所、播磨東教育事務所加東教育振興室、嬉野台生涯教育センター、教育研修所、ひょうごつ子悩み相談センター、農林水産技術総合センター酒米試験地

### 3 都市機能の利用状況

加西市と加東市の主な都市機能の利用状況等については、次のとおりです。

#### (1) 中核的な医療機能

##### ■市立加西病院の利用状況（平成 25 年度）

(単位：人)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
外来患者数	94,493	5,880	4,421	5,705	29,108	139,607
入院患者数	50,877	3,329	2,049	3,715	20,102	80,072

##### ■加東市民病院の利用状況（平成 25 年度）

(単位：人)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
外来患者数	1,649	43,038	4,037	785	6,444	55,953
入院患者数	863	22,094	1,488	414	4,770	29,629

#### (2) 教育・文化機能

##### ■加西市内の高等学校への通学者（平成 26 年 4 月現在）

(単位：人)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
北条高等学校	445	4	0	2	14	465
播磨農業高等学校	232	2	6	0	103	343

##### ■加東市内の高等学校への通学者（平成 26 年 4 月現在）

(単位：人)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
社高等学校	27	244	135	38	268	712

■加西市立図書館の利用状況（平成 25 年）

(単位：人、冊)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
利用者数	63,536	1,812	1,728	1,274	21,607	89,957
利用冊数	248,530	6,261	7,407	4,423	82,345	348,966

■加東市立図書館の利用状況（平成 25 年）

(単位：人、冊)

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
利用者数	8,571	97,615	20,043	2,079	18,253	146,561
利用冊数	41,516	426,334	98,849	9,818	86,844	663,361

(3) 商工業機能

■商業の概要

区分	卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
加西市	56	410	31,758	314	2,004	38,205
加東市	72	503	29,679	257	1,523	29,163

※資料：平成 24 年経済センサスー活動調査

■工業の概要

区分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
加西市	297	8,625	237,219
加東市	162	6,412	362,084

※資料：平成 24 年工業統計調査

#### 4 中心市（加西市及び加東市）への従業・通学者の状況

加西市と加東市の人口状況及び近隣市町からの従業・通学者（15歳以上）の状況は、次のとおりです。

##### （1）加西市と近隣市町の状況

（単位：人）

	人口	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
加西市	47,993	47,993	48,874	1.018

市町名	人口	就業者・通学者 総数	加西市への 従業・通学者数	加西市への 通勤通学割合（※）
姫路市	536,270	253,340	2,165	0.85%
加古川市	266,937	126,134	1,288	1.02%
西脇市	42,802	19,509	782	4.01%
小野市	49,680	23,916	1,028	4.30%
加東市	40,181	19,794	987	4.99%
多可町	23,104	10,122	532	5.26%
市川町	13,288	6,157	374	6.07%
福崎町	19,830	9,818	771	7.85%

##### （2）加東市と近隣市町の状況

（単位：人）

	人口	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
加東市	40,181	40,181	44,378	1.104

市町名	人口	就業者・通学者 総数	加東市への 従業・通学者数	加東市への 通勤通学割合（※）
西脇市	42,802	19,509	2,654	13.60%
三木市	81,009	38,231	1,153	3.02%
小野市	49,680	23,916	2,432	10.17%
加西市	47,993	22,456	1,493	6.65%
多可町	23,104	10,122	809	7.99%
三田市	114,216	60,031	677	1.13%
篠山市	43,263	19,070	135	0.71%

[平成22年国勢調査数値]

※通勤通学割合：加西市と加東市へ従業・通学する就業者数・通学者数を常住する就業者数・通学者数（15歳以上、自宅従業者を除く。）で除して得た数値

## 5 北播磨広域定住自立圏形成協定書

### (1) 加西市・加東市と西脇市との間における協定書

加西市及び加東市（以下これらを「甲」という。）と西脇市（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づく定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、推進要綱第4の規定による中心市宣言（以下「中心市宣言」という。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携しながら、定住に必要な生活機能を確保し、及び充実させるとともに、圏域の住民がより快適に暮らすことのできる定住自立圏を形成することを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

#### （連携する政策分野及びその取組内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担し、連携又は協力をして事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

#### （協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経なければならない。

#### （協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 加西市北条町横尾1000番地

加西市

加西市長 西 村 和 平

加東市社50番地

加東市

加東市長 安 田 正 義

乙 西脇市郷瀬町605番地

西脇市

西脇市長 片 山 象 三

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 医療体制の確保

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内医療体制として、公立病院間の医師の相互応援及び病院と診療所等との病診連携、また、地域医療連携の充実により、医療機能の強化及び医師の育成を図る。</li><li>・看護師の育成・確保のため、播磨内陸医務事業組合の機能を充実する。</li></ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・乙と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。</li><li>・乙と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。</li></ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。</li><li>・甲と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。</li></ul>

(2) 医療連携の強化

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内の地域医療サービスの向上のため、関係公立（公的）病院における地域医療連携室の職員のスキルアップ及び連携機能の強化を図る。</li><li>・医師の障害児相談センター等への応援及び訪問看護の広域化等、障がい児者及び高齢者等に対する医療と保健福祉の広域連携を強化し、広域的な支援体制の充実を図る。</li></ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・乙と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。</li><li>・乙と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。</li></ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。</li><li>・甲と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。</li></ul>

2 福祉

(1) 子育て支援の充実

取組内容	児童虐待防止のための施策の実施などにより、子育て世代に対する支援体制の充実及び強化を図る。
------	---

甲の役割	児童虐待防止のための施策の実施など子育て支援の充実に係る必要な取組を行う。
乙の役割	甲が実施する児童虐待防止のための施策を推進する。

### 3 教育

#### (1) 文化・スポーツの振興

取組内容	文化及びスポーツの振興を図るため、各種公共施設の相互利用等の広域的な利活用を推進する。
甲の役割	乙と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。
乙の役割	甲と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。

#### (2) 質の高い教育環境の整備

取組内容	圏域内の教員の資質向上及び保護者の子育て支援のため、兵庫教育大学との連携事業の強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。

### 4 土地利用

#### (1) 都市機能の連携強化

取組内容	地域特性を生かした都市機能の集約を推進し、圏域全体の連携を強化する。
甲の役割	乙と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。

### 5 産業振興

#### (1) 鳥獣被害防止対策の推進

取組内容	防護柵の設置等、有害鳥獣対策における連携による機能強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。

乙の役割	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。
------	--------------------------

(2) 地域資源のブランド化

取組内容	圏域内における地域資源のブランド化に資する取組を推進する。
甲の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。
乙の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。

(3) 創業支援の推進

取組内容	圏域における経済の活性化及び雇用の促進を図るため、創業支援事業者との連携により、圏域内の創業希望者に対し実施する、窓口相談、創業セミナー等の創業支援事業の相互連携を推進する。
甲の役割	乙及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。
乙の役割	甲及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。

## 6 生活

(1) 広域防災体制の整備強化

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広域的な応援体制等の連携整備により、防災機能を強化する。</li> <li>・北はりま消防組合の体制強化により、消防・救急業務の更なる充実を図る。</li> </ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と連携し、防災機能強化に向けた協議及び検討を行い、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。</li> <li>・乙と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。</li> </ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と連携し、防災機能強化のため、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。</li> <li>・甲と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。</li> </ul>

(2) 水道事業の広域連携

取組内容	水道事業の将来的な導入課題として、広域化の手法及び可能性を調査・研究し、水道事業の財政・技術基盤の強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。
乙の役割	甲と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。

(3) 環境・エネルギー対策の推進

取組内容	環境・エネルギー対策として、CO <sub>2</sub> の削減及び循環型社会の構築に向けた事業を推進する。
甲の役割	環境・エネルギー対策に係る事業に必要な取組を行う。
乙の役割	甲が行う環境・エネルギー対策に係る取組に協力する。

(4) 住民相談窓口の相互利用等

取組内容	圏域住民の安全・安心な暮らしを守るとともに、利便性の向上を図るために、住民相談窓口等の相互連携を推進する。
甲の役割	相談機能の強化を図るとともに、相談窓口等の相互連携の体制を整える。
乙の役割	甲が行う相談機能の強化及び相談窓口等の相互連携体制の整備に必要な取組を推進する。

7 その他

(1) 税務情報整備の広域化

取組内容	固定資産評価に係る航空写真の撮影等、固定資産等の税務情報整備の広域化及び効率化を推進する。
甲の役割	乙と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。

## 別表第2（第3条関係）

### 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

#### 1 地域公共交通

##### (1) 地域公共交通の広域連携

取組内容	圏域内の路線の再編について調査・研究するとともに、公共交通に関する情報を総合的に提供することにより、日常の生活圏の拡大及び利便性の向上を図る。
甲の役割	交通事業者、相互の地域関係住民等の意見を調整し、広域連携に必要な取組を行う。
乙の役割	甲が行う取組に必要な協力を行う。

#### 2 I C Tインフラの整備

##### (1) 自治体情報システムの効率化

取組内容	・地域コミュニティサイト等、I C Tを活用したシステムの構築及び運用により、圏域内の情報の相互利用を強化する。 ・情報システムの共同化等により効率化及び住民サービスの向上を図る。
甲の役割	・乙と連携し、情報等を集約し、I C Tを活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。 ・乙と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。
乙の役割	・甲と連携し、情報等を集約し、I C Tを活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。 ・甲と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。

#### 3 交通インフラの整備

##### (1) 広域幹線道路の整備促進

取組内容	圏域における広域幹線道路の整備を促進する。
甲の役割	乙と連携し、整備促進に必要な取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、整備促進に必要な取組を行う。

#### 4 地域内外の住民との交流・移住促進

##### (1) 観光資源の開発

取組内容	圏域内の観光資源を活用した取組により、広域的な交流を促進する。
甲の役割	乙と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 中心市等における人材の育成及び外部からの人材の確保

(1) 人材の育成及び確保

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内における職員の能力及び資質向上を図るため、合同研修を実施するとともに、職員の交流、職種や業務単位での意見交換会を行う。</li><li>・行政委員会等の機関の共同設置に向けた取組を推進する。</li></ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域で実施することが効果的な職員向け研修を実施するとともに、意見交換会など人事交流の推進に資する取組を行う。</li><li>・乙と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。</li></ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲が実施する圏域職員向け研修及び意見交換会などの運営に協力する。</li><li>・甲と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。</li></ul>

## (2) 加西市・加東市と多可町との間における協定書

加西市及び加東市（以下これらを「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づく定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、推進要綱第4の規定による中心市宣言（以下「中心市宣言」という。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携しながら、定住に必要な生活機能を確保し、及び充実させるとともに、圏域の住民がより快適に暮らすことのできる定住自立圏を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

#### （連携する政策分野及びその取組内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担し、連携又は協力をして事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。

この場合において、甲及び乙は、あらかじめ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経なければならない。

### （協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

### （疑義の解決）

第7条 この協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 加西市北条町横尾1000番地

加西市

加西市長 西 村 和 平

加東市社50番地

加東市

加東市長 安 田 正 義

乙 多可郡多可町中村町123番地

多可町

多可町長 戸 田 善 規

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 医療体制の確保

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内医療体制として、公立病院間の医師の相互応援及び病院と診療所等との病診連携、また、地域医療連携の充実により、医療機能の強化及び医師の育成を図る。</li><li>・看護師の育成・確保のため、播磨内陸医務事業組合の機能を充実する。</li></ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・乙と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。</li><li>・乙と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。</li></ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲と連携し、医師の相互応援など地域医療連携及び医療機能の強化に係る取組を行う。</li><li>・甲と協議した負担割合に従い、播磨内陸医務事業組合の運営に必要な経費を負担し、看護師の育成及び安定確保を推進する。</li></ul>

(2) 医療連携の強化

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内の地域医療サービスの向上のため、関係公立（公的）病院における地域医療連携室の職員のスキルアップ及び連携機能の強化を図る。</li><li>・医師の障害児相談センター等への応援及び訪問看護の広域化等、障がい児者及び高齢者等に対する医療と保健福祉の広域連携を強化し、広域的な支援体制の充実を図る。</li></ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・乙と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。</li><li>・乙と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。</li></ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲と連携し、医療圏域内における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間の相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。</li><li>・甲と連携し、障害児相談センター等への医師応援等により医療と保健福祉の連携強化を推進する。</li></ul>

2 福祉

(1) 子育て支援の充実

取組内容	児童虐待防止のための施策の実施などにより、子育て世代に対する支援体制の充実及び強化を図る。
------	---

甲の役割	児童虐待防止のための施策の実施など子育て支援の充実に係る必要な取組を行う。
乙の役割	甲が実施する児童虐待防止のための施策を推進する。

### 3 教育

#### (1) 文化・スポーツの振興

取組内容	文化及びスポーツの振興を図るため、各種公共施設の相互利用等の広域的な利活用を推進する。
甲の役割	乙と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。
乙の役割	甲と連携し、各種公共施設の相互利用等に係る新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。

#### (2) 質の高い教育環境の整備

取組内容	圏域内の教員の資質向上及び保護者の子育て支援のため、兵庫教育大学との連携事業の強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、兵庫教育大学との連携講座事業等の実施に係る必要な取組を行う。

### 4 土地利用

#### (1) 都市機能の連携強化

取組内容	地域特性を生かした都市機能の集約を推進し、圏域全体の連携を強化する。
甲の役割	乙と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、圏域における新たな土地利用に係る調査・研究を行うなど、必要な取組を推進する。

### 5 産業振興

#### (1) 鳥獣被害防止対策の推進

取組内容	防護柵の設置等、有害鳥獣対策における連携による機能強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。

乙の役割	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。
------	--------------------------

(2) 地域資源のブランド化

取組内容	圏域内における地域資源のブランド化に資する取組を推進する。
甲の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。
乙の役割	公益財団法人北播磨地場産業開発機構の運営に関する支援を行う。

(3) 創業支援の推進

取組内容	圏域における経済の活性化及び雇用の促進を図るため、創業支援事業者との連携により、圏域内の創業希望者に対し実施する、窓口相談、創業セミナー等の創業支援事業の相互連携を推進する。
甲の役割	乙及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。
乙の役割	甲及び創業支援事業者と連携して、総合的な創業支援体制整備に必要な取組を行う。

## 6 生活

(1) 広域防災体制の整備強化

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広域的な応援体制等の連携整備により、防災機能を強化する。</li> <li>・北はりま消防組合の体制強化により、消防・救急業務の更なる充実を図る。</li> </ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と連携し、防災機能強化に向けた協議及び検討を行い、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。</li> <li>・乙と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。</li> </ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と連携し、防災機能強化のため、新たな支援体制の構築に必要な取組を推進する。</li> <li>・甲と協議した負担割合に従い、北はりま消防組合の運営に必要な経費を負担するとともに、消防・救急業務の更なる充実を図るために必要な取組を行う。</li> </ul>

(2) 水道事業の広域連携

取組内容	水道事業の将来的な導入課題として、広域化の手法及び可能性を調査・研究し、水道事業の財政・技術基盤の強化を図る。
甲の役割	乙と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。
乙の役割	甲と連携し、水道事業の財政・技術基盤の強化に係る必要な取組を調査・研究する。

(3) 環境・エネルギー対策の推進

取組内容	環境・エネルギー対策として、CO <sub>2</sub> の削減及び循環型社会の構築に向けた事業を推進する。
甲の役割	環境・エネルギー対策に係る事業に必要な取組を行う。
乙の役割	甲が行う環境・エネルギー対策に係る取組に協力する。

(4) 住民相談窓口の相互利用等

取組内容	圏域住民の安全・安心な暮らしを守るとともに、利便性の向上を図るために、住民相談窓口等の相互連携を推進する。
甲の役割	相談機能の強化を図るとともに、相談窓口等の相互連携の体制を整える。
乙の役割	甲が行う相談機能の強化及び相談窓口等の相互連携体制の整備に必要な取組を推進する。

7 その他

(1) 税務情報整備の広域化

取組内容	固定資産評価に係る航空写真の撮影等、固定資産等の税務情報整備の広域化及び効率化を推進する。
甲の役割	乙と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。

## 別表第2（第3条関係）

### 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

#### 1 地域公共交通

##### (1) 地域公共交通の広域連携

取組内容	圏域内の路線の再編について調査・研究するとともに、公共交通に関する情報を総合的に提供することにより、日常の生活圏の拡大及び利便性の向上を図る。
甲の役割	交通事業者、相互の地域関係住民等の意見を調整し、広域連携に必要な取組を行う。
乙の役割	甲が行う取組に必要な協力を行う。

#### 2 I C Tインフラの整備

##### (1) 自治体情報システムの効率化

取組内容	・地域コミュニティサイト等、I C Tを活用したシステムの構築及び運用により、圏域内の情報の相互利用を強化する。 ・情報システムの共同化等により効率化及び住民サービスの向上を図る。
甲の役割	・乙と連携し、情報等を集約し、I C Tを活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。 ・乙と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。
乙の役割	・甲と連携し、情報等を集約し、I C Tを活用した新たなサービスの構築に係る必要な取組を行う。 ・甲と連携し、情報システムの共同化等に係る必要な取組を行う。

#### 3 交通インフラの整備

##### (1) 広域幹線道路の整備促進

取組内容	圏域における広域幹線道路の整備を促進する。
甲の役割	乙と連携し、整備促進に必要な取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、整備促進に必要な取組を行う。

#### 4 地域内外の住民との交流・移住促進

##### (1) 観光資源の開発

取組内容	圏域内の観光資源を活用した取組により、広域的な交流を促進する。
甲の役割	乙と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、観光情報の提供、誘客活動等に取り組む。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 中心市等における人材の育成及び外部からの人材の確保

(1) 人材の育成及び確保

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域内における職員の能力及び資質向上を図るため、合同研修を実施するとともに、職員の交流、職種や業務単位での意見交換会を行う。</li><li>・行政委員会等の機関の共同設置に向けた取組を推進する。</li></ul>
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・圏域で実施することが効果的な職員向け研修を実施するとともに、意見交換会など人事交流の推進に資する取組を行う。</li><li>・乙と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。</li></ul>
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲が実施する圏域職員向け研修及び意見交換会などの運営に協力する。</li><li>・甲と連携し、行政委員会等の共同設置に必要な取組を推進する。</li></ul>

### 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントについて〔案〕

加西市及び加東市（中心市）と西脇市及び多可町（近隣市町）とが相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保・充実し、圏域における定住を促進することを目的として、これらの市町間において定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。

このたび、加西市及び加東市（中心市）において、平成26年度からの西脇市及び多可町（近隣市町）との協議、また、北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会での検討を経て、定住自立圏の形成に関する協定に基づく具体的な取組内容を定める「北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）」を作成しましたので、次のとおり圏域住民の皆様から広く意見を募集します。

#### ■意見募集期間：平成27年10月中旬～平成27年11月中旬（30日間）

#### ■意見を提出できる方

- ・加西市、加東市、西脇市及び多可町（以下これらを「圏域」という。）に住所を有する方
- ・圏域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・圏域内に所在する事務所又は事業所に勤務されている方
- ・圏域内に所在する学校に在学されている方
- ・その他「北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）」に利害関係を有する方

#### ■閲覧場所

##### ○加西市

- ・加西市役所 ふるさと創造部人口増政策課（3階・平日のみ8時30分～17時15分）
- ・各公民館、地域交流センター（それぞれの開館時間内）
- ・加西市ホームページ

##### ○加東市

- ・加東市役所 協働部企画協働課（4階・平日のみ8時30分～17時15分）
- ・加東市ホームページ

##### ○西脇市

- ・西脇市役所 都市経営部次世代創生課（2階・平日のみ8時30分～17時15分）
- ・西脇市ホームページ

##### ○多可町

- ・多可町役場 プロジェクト推進課（2階・平日のみ8時30分～17時15分）
- ・多可町ホームページ

## ■閲覧資料

北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）

※意見募集期間中においても、引き続き内容について検討を行っておりますので、記載の文言について、必要に応じて見直しを行うことがあります。

## ■意見の提出方法

意見提出様式（別紙）に、必要事項を記入の上、次の方法で提出してください。なお、電話などによる口頭での意見提出はできません。

### 【提出方法】

- ・直接持参（平日のみ8時30分～17時15分）
- ・郵送（●月●日必着）
- ・FAX
- ・電子メール

### 【提出先】

次のいずれかに提出してください。

○〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000

　　加西市役所 ふるさと創造部人口増政策課（3階）

　　FAX 0790-43-1800

　　メール jinko@city.kasai.lg.jp

○〒673-1493 兵庫県加東市社 50

　　加東市役所 協働部企画協働課（4階）

　　FAX 0795-42-5633

　　メール suishin@city.kato.lg.jp

## ■提出意見の取扱いについて

提出いただいたご意見は、関係市町での協議を経て考え方をとりまとめ、後日、各市町のホームページ等で公表します。

なお、提出いただいたご意見に対しての個別回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

## ■意見募集（周知）方法

- ・各市町ホームページ
- ・各市町ケーブルテレビ

加西市 人口増政策課 行 (FAX: 0790-43-1800)

加東市 企画協働課 行 (FAX: 0795-42-5633)

## 「北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）」に対するご意見

<p>氏名 (法人その他の団体の場合は名称及び代表者名)</p>	<p>連絡先（電話番号）</p>
<p>住所（住所が圏域外の場合は、所有する事務所・事業所の所在地、勤務先又は在学先を記載してください。）</p> <p>（住所が圏域外の場合、該当するものを選んで番号に○をつけてください。）</p> <p>1. 圏域内在勤      2. 圏域内在学      3. 圏域内に事務所・事業所を有する      4. 利害関係</p>	
<p>利害関係（上記で、4. 利害関係を選択された方のみ記載してください。）</p>	

上記の記述がないものは受付できませんので、ご注意ください。上記の情報は公表しません。また、意見募集（パブリックコメント）にのみ使用します。

## ご意見